

あいおいニッセイ同和損保

立ちどまらない保険。

MS&AD INSURANCE GROUP



クルマ

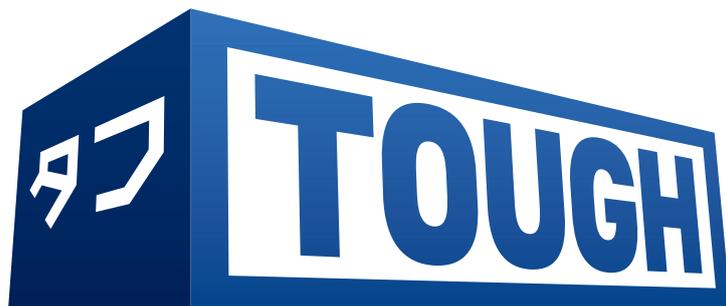
充実した補償とサービスをお求めのあなたに

個人総合自動車保険

令和3年1月以降保険始期用



MS&ADインシュアランスグループは、サッカー日本代表を応援しています。



クルマの保険



「タフ・クルマの保険」はベルマーク協賛商品です。



タフイー&ハッピー



もお選びいただけます！

当社指定のテレマティクス端末で先進的なサービスをご提供。安全運転のサポートと事故時のさらなる安心をお届けします。

(P5~8もしくは「タフ・見守るクルマの保険プラスパンフレット」「タフ・見守るクルマの保険(ドラレコ型)パンフレット」参照)



自動車事故に関するさまざまなお困り事に、充実した補償・サービスと事故対応で、お客さまに安心をご提供します。



① 相手への賠償に
しっかり備える

② 万が一の入院にも
しっかり備える

③ 大切なお車の
万が一にしっかり備える

④ 夜間・休日も
社員が事故対応

⑤ レッカー手配も
ご安心ください

⑥ 予想外の出費も
まとめて補償

充実した補償 基本補償とお客さまのニーズにお応えする補償で、「相手への賠償」「ご自身のおケガ」「お車の損害」にしっかり備えられます。

① 相手への賠償に
しっかり備える



対歩行者等傷害特約は、対人賠償保険で補償されない相手過失分も補償します。

② 万が一の入院にも
しっかり備える



傷害一時金特約をセットすると、入院時の日用品購入などの当座の出費に備えられます。

③ 大切なお車の万が一に
しっかり備える



新車特約をセットすると、新車に大きな損害が発生したときの、代替自動車の購入費用を補償します。

その他にも、さまざまな補償をご用意しています。 [詳細は 9・10 ページ](#)

安心の事故対応 万が一の事故時にも、24時間365日お客さまを全力でサポートするので安心です。

④ 夜間・休日も
社員が事故対応



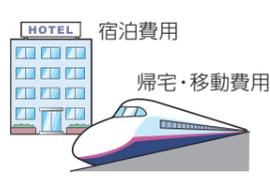
I'm ZIDAN
平日と変わらない事故対応を実現することで、お客さまに安心をお届けします。

⑤ レッカー手配も
ご安心ください



24時間365日 駆けつけとお車での移動が用等の補償で、お客さまをサポートします。

⑥ 予想外の出費も
まとめて補償



つけるロードアシスタンスサービスで、必要となる費用をサポートします。

[詳細は 3・4 ページ](#)

当社オリジナルのドライブレコーダーを活用して安全・安心なカーライフをサポートします。

右記 A~C は「タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)」をご契約いただいたお客さまにご提供します。

A 安全運転を
保険料に反映



安全運転スコアに応じて継続後のご契約の保険料に割引が適用します。

B 安全運転を
サポート



自身の運転を振り返るレポートと事故につながりやすい運転を注意喚起するアラートで、安全運転をサポートします。

C 万が一の事故時には、当社から
ご連絡



ドライブレコーダーが大きな衝撃を検知すると、自動的にコールセンターへ通知し、専任オペレータから安否確認コールを実施します。

[詳細は 5 ~ 7 ページ](#)

「タフ・クルマの保険」
の3つのコンセプト

速 「迅速」

お客さまへの対応を迅速に行います。

頼 「頼れる」

高品質な商品・サービスで
お客さまをしっかりと守ります。

優 「優しい」

環境に配慮した活動や社会貢献に
お客さまとともに取り組みます。

タフ・クルマの保険^(注)の
対象となるご契約

記名被保険者 (P13、P25 参照) が個人のノンフリート契約 (総付保台数が9台以下)

タフ・クルマの保険^(注)の対象となる自動車

次の8車種が対象となります (このパンフレットでは下記の8車種を「自家用8車種」といいます)。

・自家用普通乗用車 ・自家用小型乗用車 ・自家用軽四輪乗用車 ・自家用小型貨物車 ・自家用軽四輪貨物車
・自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下) ・自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン超2トン以下) ・特種用途自動車 (キャンピング車)
※自家用8車種であっても下記自動車は対象外となりますのでご注意ください。

事業にのみ使用するお車、レンタカー、教習用自動車、公有・準公有自動車、販売用自動車、陸送自動車および受託自動車
(注)「タフ・見守るクルマの保険プラス」(「タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)」または「タフ・見守るクルマの保険プラスS」)「タフ・見守るクルマの保険(ドラレコ型)」を含みます。

万が一の事故時にも、24時間365日お客さまを全力でサポートするので安心です。

POINT 1

夜間・休日も、平日と変わらない事故対応

いつでも安心!

初期対応から示談交渉まで、あいおいニッセイ同和損保の社員がすべて対応します。

事故発生

POINT 2

お車のトラブル時に必要となる費用等をまとめて補償

トータルサポートで安心!

24時間365日お車のトラブル時に駆けつけます。また、レッカー牽引・搬送された後のさまざまな費用等の補償もあらかじめパッケージされているので安心です。

ご存知ですか?

夜間・休日の事故はなんと**60%以上!**

当社自動車事故受付件数より時間帯別の事故発生割合を算出(2019年度)



あいおいニッセイ同和損保の

24時間365日
事故対応サービス

I'm ZIDAN なら、

詳しくはこちら



夜間・休日社員が対応! だから、平日と変わらない対応で、

24時間365日、お客さまによりそった事故解決サポートを実現!

対応内容	事故の受付	ロードサービスの手配	病院への連絡	代車の手配	修理工場との打合せ	保険金支払い可否の判断	示談交渉
24時間365日事故対応サービス I'm ZIDAN	○	○	○	○	○	○	○
I'm ZIDAN 開始前の事故対応サービス	○	○	○	○	×	×	×

例えば、このようなときも安心

金曜日の夜

帰宅途中、車同士の事故



病院対応・代車手配など当日中に対応

土曜日の朝

自分の車を修理



修理工場は即日修理に着手可能

日曜日の昼

相手の方からの連絡



相手の方からの休日の問い合わせにも対応

I'm ZIDAN へのお客さまの声

大型連休中にあいおいニッセイ同和損保から車の修理工場へ連絡してくれたおかげで、**連休明けを待たず、早く修理に着手**することができました。車の修理が早く終わってよかったです!



連休前に事故を起こしてしまいました。連休中、相手の方から責任割合のことで何度も電話があり困っていましたが、あいおいニッセイ同和損保へ相談したところ、**休日にもかかわらず社員の方が相手の方へ連絡し、責任割合についてしっかり説明してくれました!**相手の方も納得してくれたので、とても安心しました。



人身事故を起こし、相手の方を入院させてしまいました。あいおいニッセイ同和損保の社員の方が、**大型連休中にもかかわらず、相手側のご家族の方に連絡し、今後の対応について説明してくれました。**また、病院にも連絡し、治療費の打合せをしてくれたので、**残りの連休を安心して過ごすことができました。**



事故直後 ▶



応急作業やレッカー牽引・搬送等の実施



24時間365日駆けつける
ロードアシスタンスサービス

当日 ▶



レッカー牽引・搬送等の費用



宿泊費用

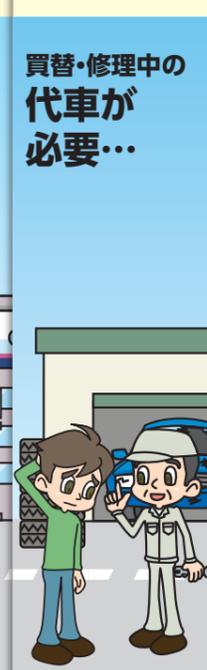
次の日 ▶



帰宅・移動費用



帰宅後 ▶



代車



修理後



修理後の搬送費用・引取費用



お車での移動ができなくなることで必要となる費用等の補償(ロードサービス費用特約)

トラブル現場から帰宅後まで、お客さまをトータルサポートします!

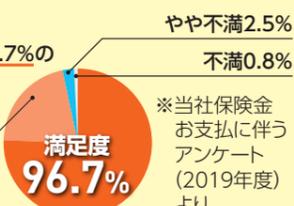
詳細は 21 22 ページ

お客さま満足度

事故対応全般に対して96.7%のお客さまにご満足いただいています

ほぼ満足 21.1%

満足 75.6%



ご契約時から、万が一の事故のときまで、お客さまを全力でサポートすることを誓います。

宣言 1 お客さまをお待たせしません!

宣言 2 すべてのお客さまへ親身な対応を行います!

宣言 3 “プロフェッショナルの安心”でお客さまをしっかり支えます!

事故のない安全・安心なクルマ社会の実現に向けて。

「タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)」 をおすすめします。

「タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)」は、「タフ・クルマの保険」の充実した補償・サービスに加え、当社オリジナルのドライブレコーダーを活用することで、お客様の安全運転をサポートする自動車保険です。さらに、万が一のときは高度な事故対応サービスでお客様をしっかりとサポートするので安心です。

安全運転で
得する

安全運転で
保険料が割引に



安全運転を
楽しむ

お客様の
安全運転をサポート

テレマティクス技術で、
いつもの運転が「安全」、万が一のときも「安心」。



夜間・休日も平日
と変わらない
事故対応を実現!
I'm ZIDAN

安全運転を
見守る

もしもに備えて、
あなたを見守る

事故の状況が迅速・
的確に把握される
ので安心!

テレマティクス
損害サービス

※画面はイメージです。

保険金支払
所要日数

50% 短縮を
目指します

(注)

(注) 当社はテレマティクス損害サービスのさらなる開発を進めることにより、ドライブレコーダー型テレマティクス端末の映像を事故対応に活用したケースにおいて、対物賠償保険金のお支払いまでの平均所要日数を50%短縮することを目指しています。

もっと手軽に、もっと簡単にはじめられる
「タフ・見守るクルマの保険プラスS」もご用意しています(P8参照)。



お客様の安全運転をサポート



「事故につながり
やすい運転」を
注意喚起

安全運転
支援アラート

ドライブレコーダーを通じてドライバーに「事故につながりやすい運転」を注意喚起し、安全運転をサポートします。 ※アラートの要否はそれぞれ選択可能です。

【安全運転支援アラートの例】



速度超過アラート

スピードの出すぎに
対して注意喚起をします。



急加速・急減速
アラート

一定以上の急加速または急減速を検知した場合にお知らせします。 等



自分の運転を
振り返る
運転診断
レポート

1回の運転ごと、および1か月ごとにレポートをご提供します。レポートを活用し、ご自身の運転を振り返ることで、さらなる安全運転を目指せます。



運転
ごと 運転レポート

走行終了後、直前の運転の走行データをもとに、診断結果をご提供します。



1か
月ごと 月間運転レポート

月間の走行データをもとに、1か月の運転傾向を分析した結果をご提供します。

※1 画像はイメージです。実際の画面と異なる場合があります。 ※2 専用のスマートフォンアプリまたは専用サイトで確認いただけます。



アプリで楽しくトレーニング
川島隆太教授のいきいき脳体操

自動車運転技能と認知力・活力を向上させる最新の脳のトレーニングが楽しめます。



日々の安全運転を
もっと楽しむ
ADテレ
マイレージ

安全運転につながる取組みにチャレンジすることでポイントが貯まるサービスです。貯まったポイントは、賞品と交換することができるため、日々の安全運転がもっと楽しくなります。



安全運転で保険料が割引に



安全運転スコアに応じて、継続後のご契約の保険料が決まります。

ドライブレコーダーを通じて、ご契約のお車の運転特性計測期間中の走行における「速度超過・急アクセル・急ブレーキ」の発生頻度から安全運転スコアを算定し、その区分に応じた「運転特性割引」を適用します。

安全運転スコア(区分)

安全運転スコアは、専用のスマートフォンアプリまたは専用サイトで確認できます。



80
点以上
(A)

60-79
点
(B)

59
点以下
(C)

運転特性割引

8%割引

4%割引

割引なし(0%)

⚠ 運転特性割引についてはP46もご参照ください。

もしもに備えて、あなたを見守る



大切な人を見守る

事故緊急自動通報サービス／見守りサービス

ドライブレコーダーが大きな衝撃(自力走行が困難と思われる程度の衝撃)^(注1)を検知すると、①自動的にコールセンターへ通知し、②専任オペレータからドライブレコーダーを通じて安否確認コールを行います。事故直後の初期対応に必要なアドバイスや、お車のレッカー牽引・搬送等の手配等、事故で不安を抱えるお客さまを迅速かつ的確にサポートします。さらに、③事故時の初期対応状況をご家族の方へメールでご連絡します。



※見守りサービスを利用する場合は、あらかじめパソコン・スマートフォンで設定を行ってください。

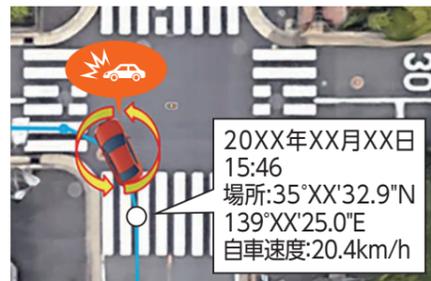
さらに

テレマティクス技術を活用した高度な事故対応サービス(テレマティクス損害サービス)を24時間365日行うことで夜間・休日の事故でも平日と変わらない安心をお客さまへご提供します。

テレマティクス技術で事故の状況を迅速・的確に把握

事故時には当社オリジナルのドライブレコーダーからお車の位置情報・速度などが自動で送信されます。突然の事故で気が動転し事故状況の説明が困難な場合でも、事故にあわれた場所や事故に至るまでの経路などの事故状況を正確かつスムーズに把握するため安心です。

※1 通信環境等により事故にあわれた場所などを把握できない場合があります。 ※2 画面はイメージです。



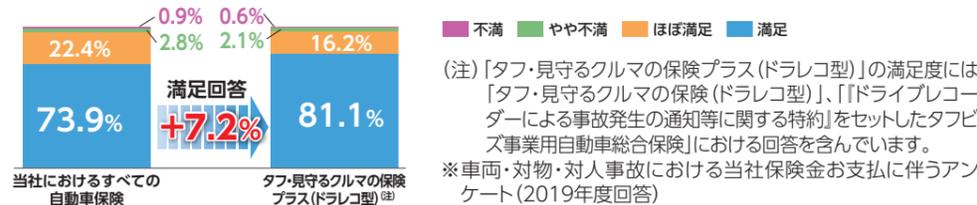
AIを活用した迅速かつ適切な事故解決でお客さまをサポート

当社オリジナルのドライブレコーダーの映像から相手車両の速度等の事故状況をAIで解析します。判例情報と照らして過失割合の判定をサポートすることで迅速かつ適切な事故解決を実現します。

※1 AIによる動画解析は大きな衝撃を検知した場合に、提供できるサービスです。 ※2 AIが解析した相手車両の速度等のデータ(参考値)は通信環境・天候・事故の状況等により、事故対応に活用できない場合があります。



より多くのお客さまにご満足いただいています!

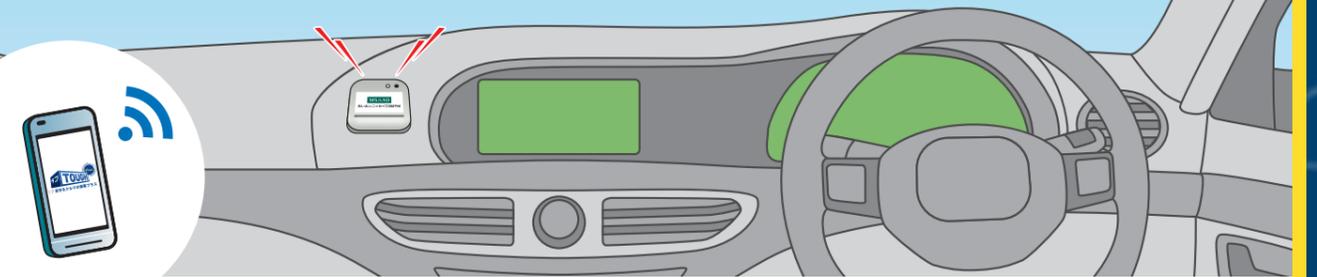


詳しくは動画をご覧ください



もっと手軽に、もっと簡単にはじめられる「タフ・見守るクルマの保険プラスS」もご用意しています。

NEW



「タフ・見守るクルマの保険プラスS」は、当社オリジナルの通信車載器とお持ちのスマートフォンを活用したテレマティクス自動車保険です。当社オリジナルの通信車載器は配線が不要であり、簡単に取り付けすることができます。

※1 「タフ・見守るクルマの保険プラスS」をご契約の場合は、専用のスマートフォンアプリを利用して運転特性情報を送信します。また、運転中は必ず専用のスマートフォンアプリをインストールしたスマートフォンのGPSを有効にし、通信車載器とBluetooth接続してください。
※2 通信車載器の取付けの際には、通信車載器が前方の視界や運転、エアバッグの展開などの妨げにならないよう十分ご注意ください。

<「タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)」 「タフ・見守るクルマの保険プラスS」で提供するサービス等の比較>

サービス等	商品	タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)	Bluetooth接続	タフ・見守るクルマの保険プラスS
安全運転で得する	運転特性割引	○		○
安全運転を楽しむ	運転診断レポート	○		○
	川島隆太教授のいきいき脳体操	○		○
	ADテレマイレージ	○		○
安全運転支援アラート	安全運転支援アラート	○		—
	事故緊急自動通報サービス(安否確認コールの実施方法)	○ (ドライブレコーダーを通じて)		○ (お持ちのスマートフォンを通じて)
テレマティクス損害サービス	見守りサービス	○		○
	お車の位置・速度の把握	○		○
	AIによる動画解析 ※お客さまが設置されているドライブレコーダーで録画された事故映像については、AIによる動画解析はご利用いただけません。	○		—
I'm ZIDAN		○		○

⚠ 「タフ・見守るクルマの保険プラス」のご契約に際しては、「タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)」または「タフ・見守るクルマの保険プラスS」のいずれかを選択いただけます。「タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)」 「タフ・見守るクルマの保険プラスS」に関する注意事項をP46に記載していますので、ご確認ください。

当社では、「タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)」 「タフ・見守るクルマの保険プラスS」以外のテレマティクス自動車保険として、「タフ・見守るクルマの保険(ドラレコ型)」 「タフ・つながるクルマの保険」をご用意しています。

(注1) 過去に発生した事故における衝撃の度合いを分析して事故検知の精度を高めています。車種、重量等の条件により衝撃の検知に違いがあるため、コールセンターに通知されないことがあります。また、自力走行が困難と思われる事故を対象としているため、衝突後に所定の距離を移動している場合も、同様にコールセンターに通知されないことがあります。ドライブレコーダー型テレマティクス端末が検知した衝撃が大きな衝撃(自力走行が困難と思われる程度の衝撃)未満で、手動による通報を案内する画面表示がされる場合は、ドライブレコーダー型テレマティクス端末の緊急通報ボタンを押してご連絡ください(事故映像がある場合は当社に自動的に送信されます)。衝撃が小さく画面表示がされない場合は、緊急通報ボタンはご利用いただけません。お手数ですがお電話で代理店・扱者またはあいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター(0120-024-024)に事故発生をご連絡ください。事故以外による衝撃を検知した場合にもコールセンターに通知され、安否確認コールが行われることがあります。
(注2) 安否確認コールによってお客さまの負傷等が確認され、専任オペレータがお客さまご自身の119番通報が困難だと判断する場合に、管轄の消防本部へ救急車の出動を依頼します。
(注3) 専用事故受付デスクに連携され、専任オペレータがご対応します。
(注4) ご家族等へ、安全運転支援アラートのうち「高速道路逆走注意アラート」「指定区域外走行アラート」の発生時刻・場所等に加え、1か月ごとに作成される見守りレポートをスマートフォン等へ通知・共有するサービスもご提供します。

タフ・クルマの保険は、基本補償幅広くお客さまのニーズにお応

に加え える補償をご用意しています。

基本補償

お客さまのニーズにお応えする補償

相手への賠償

対人^(注)



対人賠償保険
自動セット
相手の方を死傷させた場合の補償



11 ページ

弔慰金等の臨時費用に
自動セット
対人臨時費用特約
11 ページ

対人賠償保険で補償されない相手過失分も補償
自動セット
対歩行者等傷害特約
11 ページ

相手への賠償

対物^(注)



対物賠償保険
自動セット
相手のものを壊した場合の補償



12 ページ

対物賠償保険で補償されない時価額を超えた分も補償
自動セット
対物超過修理費用特約
12 ページ

おケガの補償



人身傷害保険 (自動車事故特約セット)
自動セット
ご自身・ご家族・乗車中の方等が死傷した場合の補償



13 ページ

※人身傷害保険は自動的にセットされます(自動セット)。自動車事故特約のセットをおすすめします(任意セット)。

ホームヘルパー雇入費用等、事故後の生活を支えるために必要なさまざまな保険金をお支払い
自動セット
入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約
14 ページ

お車の補償



車両保険
任意セット
ご契約のお車が壊れた場合の補償



17 ページ

災害時にもしっかり備える
任意セット
地震・噴火・津波により全損となった場合に一時金をお支払い
地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約
17 ページ



17 ページ

車両保険をセットしたご契約に
自動セット
全損時の廃車費用や新車登録費用など、さまざまな費用に
全損時諸費用特約
19 ページ



19 ページ

「もらい事故」等の場合に、等級をダウンさせずに車両保険を利用できます
自動セット
車両保険無過失事故特約
19 ページ



19 ページ

クルマのトラブルサポート



24時間365日、お車のトラブルのときに駆けつけます
自動セット
ロードアシスタンスサービス
21 22 ページ



21 22 ページ

事故や故障等によりレッカー牽引・搬送された場合等に必要となった費用等を補償
自動セット
ロードサービス費用特約
21 22 ページ

ロードサービス費用特約
21 22 ページ

事故の際、自力走行が可能な場合にも代車をご提供
任意セット
代車補償拡張特約
22 ページ

代車補償拡張特約
22 ページ

その他の補償

借りたお車での事故をご自身の保険で補償
自動セット
他車運転特約
23 ページ

自動セット

23 ページ

おケガの補償

ご自身やご家族のおケガにしっかり備えたい

入院時の日用品購入などの当座の出費に
任意セット



任意セット

傷害一時金特約
15 ページ

15 ページ

傷害一時金特約の支払保険金の額を2倍に
任意セット



任意セット

傷害一時金倍額払特約
15 ページ

15 ページ

自転車で転倒して死傷した場合等も補償
任意セット



任意セット

交通事故特約
15 ページ

15 ページ

通り魔等の犯罪事故によって死傷した場合も補償
任意セット



任意セット

犯罪被害事故特約
16 ページ

16 ページ

お車の補償

愛車のためにしっかり備えたい

全損時諸費用特約の支払保険金の額を2倍に
任意セット



任意セット

全損時諸費用倍額払特約
19 ページ

19 ページ

新車に大きな損害が発生したときに、代替自動車の購入費用を補償
任意セット



任意セット

新車特約
20 ページ

20 ページ

大切なお車を修理して乗り続けたいお客さまに、修理費を補償
任意セット



任意セット

車両超過修理費用特約
20 ページ

20 ページ

リサイクル部品を使用することをご契約時に決めていただくことで車両保険料を割引
任意セット



任意セット

『ハートフルリサイクル』(リサイクル部品使用特約)
20 ページ

20 ページ

その他の補償

上記以外にもさまざまな補償をご用意しています

保険会社が示談交渉を行えない「もらい事故」の場合などに弁護士費用等をお支払い
任意セット

弁護士費用(自動車事故型)特約
弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約
23 ページ

任意セット

日常生活の賠償事故を補償
任意セット



任意セット

日常生活賠償特約
23 ページ

23 ページ

大切な身の回り品の損害を補償
任意セット



任意セット

車内外身の回り品特約
24 ページ

24 ページ

原動機付自転車の事故を補償
任意セット

任意セット

ファミリーバイク(人身傷害型)特約
ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約
24 ページ

24 ページ

相手への賠償 (対人)

相手への賠償 (対物)

- ▶ 相手への賠償 (対人)
- ▶ 相手への賠償 (対物)
- おケガの補償
- お車の補償
- クルマのトラブルサポート/その他の補償



対人賠償保険

自動セット

事故により相手の方を死傷させた場合の補償です。

ご契約のお車の自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、自賠責保険等 **1** で支払われるべき額を超える部分に対して、保険金額(ご契約金額) **2** を限度に保険金をお支払いします。

詳細は **32** ページ



対人臨時費用特約

自動セット

弔慰金等の臨時費用に備えられます。

ご契約のお車の自動車事故により、他人を死亡させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、弔問・葬儀参列の際の弔慰金等の臨時費用の支出に備えて、被害者1名につき20万円をお支払いします。

詳細は **32** ページ



対歩行者等傷害特約

自動セット

対人賠償保険で補償されない相手過失分も補償します。

ご契約のお車の自動車事故により、歩行中や自転車(原動機付自転車を除きます)乗車中の方を死亡させたか、ケガにより入院させた場合(注1)に、対人賠償保険で補償されない相手の方の過失部分を含んだ損害の額 **3** を保険金額(注2)を限度に補償します(自賠責保険等や対人賠償保険等の保険金または共済金は、損害の額から除きます)。

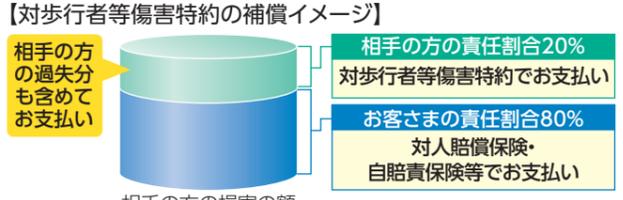
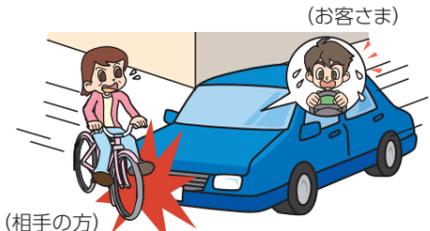
(注1) 相手の方が通院のみによって治療された場合または通院のみによって治療された後に後遺障害が発生した場合は、保険金をお支払いできません。
(注2) 対歩行者等傷害特約の保険金額は、被害者1名につき、対人賠償保険と同額になります。

お客さまより感謝の声をいただきました。
中学生の運転する自転車と衝突し入院させてしまいました。中学生にも過失がりましたが、その母親から「こちらには責任がない」と言われ対応に困っていました。しかし、「対歩行者等傷害特約」で相手過失分も補償されると聞き、安心しました。これにより、相手の理解も早く得られホッとしました。

POINT 相手の方が歩行中や自転車乗車中のときには、責任割合 **4** に対する理解が得られず、解決まで時間がかかる場合がありますが、対歩行者等傷害特約があれば安心です。

例えばこのような事故のとき

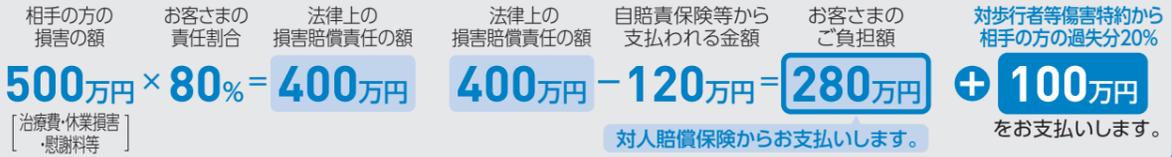
自転車に乗っていた相手と出合頭で衝突。相手の方は入院することに…



相手の方の損害の額が人身傷害条項損害額基準に従い算出した額と対人賠償保険の損害賠償の額で異なる場合や、相手の方が公的制度(健康保険・労働者災害補償制度等)を利用されない場合、他の人身傷害保険等を請求することが可能な場合は上記イメージと異なります。

責任割合 **お客さま80%・相手の方20%**
※責任割合は一例です。

【保険金お支払いイメージ】



詳細は **32** ページ



対物賠償保険

自動セット

事故により相手のものを壊した場合の補償です。

ご契約のお車の自動車事故により、他人の財物を損壊させたり、電車等を運行不能にさせたことについて、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金額(ご契約金額)を限度に保険金をお支払いします。なお、対物賠償保険では免責金額 **5** を設定していただけます。

保険証券・保険契約継続証に記載された保険金額が10億円を超える場合(無制限を含みます)であっても、ご契約のお車に業務として危険物を積載する場合や航空機との対物事故 **6** 等については、保険金のお支払額は10億円が限度となります。

詳細は **33** ページ



対物超過修理費用特約

自動セット

対物賠償保険で補償されない時価額を超えた分も補償します。

ご契約のお車の対物事故による相手自動車の実際の修理費が、相手自動車の時価額 **7** を上回った場合に、修理費と時価額の差額に責任割合を乗じた額を、1事故1台につき50万円を限度にお支払いします。

実際に相手自動車に損害が発生した日の翌日から6か月以内に修理完了することが保険金の支払条件になります。

詳細は **33** ページ

対人賠償保険・対物賠償保険共通

POINT1 保険金額は「無制限」、対物賠償保険の免責金額は「なし」に設定されることをおすすめします。

【ご参考】高額判決例

	事例	認定総損害額
対人事故	国道を走行中のタクシーが、道路を横断していた歩行者(41才男性・眼科開業医)に衝突し死亡させた。(平成23年11月・横浜地裁判決)	5億2,853万円
対物事故	センターラインを越えて対向車線に進入した乗用車が、前方からきた大型トラックと衝突。その衝撃で大型トラックは対向車線に入り別車両と接触し、道路脇のパチンコ店に飛び込んだ。(平成8年7月・東京地裁判決)	1億3,450万円

POINT2 相手の方との示談交渉 **8**、修理工場との打合せ、損害の額の調査等は、当社が行いますのでご安心ください。

相手の方が当社と直接折衝することに同意しない場合や被保険者 **9** が正当な理由なく当社への協力を拒まれた場合などには、当社は相手の方との示談交渉はできませんのでご了承ください。



POINT3 対人賠償保険・対物賠償保険で補償されない「自動運転システムの欠陥」や「認知症のご家族の運転」等、法律上の損害賠償責任がない事故でも迅速な被害者救済が可能です。

- 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約 **自動セット**
不正アクセス(ハッキング等)やご契約のお車の欠陥等を原因とする、被保険者に法律上の損害賠償責任がない事故が発生した場合であっても、被害者を救済するための費用をお支払いします。
- 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約 **自動セット**
ご契約のお車を運転中の事故について運転者が責任無能力者のため法律上の損害賠償責任がない場合であっても、被害者を救済するための費用をお支払いします。

詳細は **33** **34** ページ

1 自賠責保険等

自動車損害賠償保障法ですべての自動車やバイクに加入が義務付けられている強制保険(責任保険または責任共済)をいいます。自動車・バイクの運行による対人賠償事故の損害が保険金支払対象になります。保険金支払限度額は死亡3,000万円、後遺障害4,000万円、傷害120万円となります。

2 保険金額(ご契約金額)

保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額(補償限度額)をいいます。

3 損害の額

対歩行者等傷害特約でいう損害の額は、普通保険約款に定める人身傷害条項損害額基準に従い当社ので、対人賠償保険の損害賠償の額と異なる場合があります(この場合、対歩行者等傷害特約からのことや、相手の方の過失部分の額より増減することがあります。上記具体例は、それぞれの額が異なります)。なお、算出に際しては、すべて公的制度(健康保険・労働者災害補償制度等)を利用したものです。例えば、治療費について公的制度を利用しなかった場合であっても、公的制度を利用したものと

4 責任割合

算出します。交通事故が起きた原因について双方の責任の割合を数値化したものをいいます。

5 免責金額

支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券・保険契約継続証に記載された免責金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

6 対物事故

対物賠償保険の保険金がお支払いの対象となる事故をいいます。

7 相手自動車の時価額

損害が発生した時および場所における相手自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

8 示談交渉

損害賠償の金額を話し合うことをいいます。

9 被保険者

保険契約により補償の対象となり、事故が発生した場合に保険金の支払いを受ける権利を有する方のことをいいます。

相手への賠償(対人)
相手への賠償(対物)
▶おケガの補償
お車の補償
クルマのトラブルサポート/その他の補償

おケガの補償



人身傷害保険 自動セット

自動車事故特約(P35参照)をセットした場合のご説明です。

自動車事故によりご自身・ご家族・乗車中の方等が死傷した場合の補償です。

下記 **1** ~ **3** の自動車事故により、被保険者が死傷した場合に、お客さまの損害の額^(注1)に基づいて、保険金額(ご契約金額)を限度に保険金をお支払いします。なお、労働者災害補償制度から給付がある場合は、その給付額を差し引いてお支払いします。

(注1)「お客さまの損害の額」(治療関係費、休業損害、精神的損害、逸失利益等)の認定は、普通保険約款に定める人身傷害条項損害額基準に従い当社で行いますので、相手の方の賠償基準と異なる場合があります。

※1 賠償資力が十分でない無保険車との事故により、被保険者が死亡または後遺障害を被った場合、一律2億円(人身傷害保険の保険金額が無制限の場合は、無制限)を限度に補償します。

※2 ケガの治療を受ける場合には、健康保険等の公的制度をご利用ください。

【被保険者と補償の対象となる事故】

被保険者 ^(注2) (注3)	ご契約のお車に乗車中の方	記名被保険者 10 および そのご家族 11 の方
補償の対象となる事故	1 ご契約のお車に乗車中の事故 	2 他人の自動車 ^(注4) に乗車中の事故 ^(注5)

【お支払対象となる損害】

傷害による損害	後遺障害による損害	死亡による損害
積極損害 救助捜索費 治療関係費 ^(注6) 文書料 その他の費用	逸失利益 ^(注7) 精神的損害 将来の介護料	葬儀費 逸失利益 ^(注7)
休業損害	家屋の改造費	精神的損害
精神的損害	その他の損害	その他の損害

! 自動車事故特約をセットしない場合は、上記 **2** **3** の事故は対象となりません。

(注2)ご契約のお車の自動車事故により死傷し、かつ、自動車損害賠償保障法(以下、自賠法といいます)第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に、自賠法第2条第3項に定める保有者・自賠法第2条第4項に定める運転者も補償の対象となります。

(注3)自動車事故特約をセットした場合、記名被保険者およびそのご家族の方が自ら運転者として運転中の他人の自動車に乗車中の方(ただし、記名被保険者およびそのご家族の方の使用者の業務(家事を除きます)のために運転中、その使用者の所有自動車に乗車中の方を除きます)も補償の対象となります。

(注4)「他人の自動車」には次の①~④に該当する方が所有または常時使用する自動車は含まれません。

①:記名被保険者 ②:①の配偶者 **12** ③:①または②の同居の親族 ④:①または②の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないこと)の子
ただし、④の方が所有または常時使用する自動車は、④の方が自ら運転者として運転中の場合に限り、「他人の自動車」に含まれません。

(注5)他人の自動車を運転中の事故について他車運転特約(P23参照)でお支払いできる場合は、自動車事故特約による人身傷害保険金については重ねてお支払いしません。

(注6)①応急手当費 ②護送費 ③診療費および施術料 ④通院費、転院費、入・退院費 ⑤看護料 ⑥入院中の諸雑費 ⑦義肢等の費用 ⑧診断書等の費用をいいます。

(注7)交通事故等で死亡したり、後遺障害を被らなければ、これから先当然得られたであろうとされる経済的利益の損失のことをいいます。

POINT 万が一の事故でも十分な補償が得られるように、保険金額は十分な金額で設定してください。

保険金額はお車に乗車される方の年齢、収入、扶養家族の有無等に基づいて、右記各年齢別の「総損害額例」を参考に十分な金額で設定することをおすすめします。

(注8) 重度後遺障害とは、神経系統や胸部腹部臓器の機能等に著しい障害を残し、介護を要する場合をいい、保険金額の2倍(ただし、保険金額が無制限の場合は無制限)を限度に保険金をお支払いします。

【総損害額例】各年齢別の損害の額の目安

年齢	扶養家族	死亡された場合	重度後遺障害 ^(注8) の場合
25才	有(1名)	1億円	2億1,000万円
	無	8,000万円	
35才	有(2名)	9,000万円	1億9,000万円
	無	7,000万円	
45才	有(2名)	8,000万円	1億7,000万円
	無	7,000万円	
55才	有(2名)	7,000万円	1億4,000万円
	無	6,000万円	
65才	有(1名)	5,000万円	1億円
	無	4,000万円	

! ●お客さまの損害の額を相手の方の賠償に先行してお支払いするために、「相手の方の有無」「過失の有無」にかかわらず、事故の際はただちにご契約の代理店・扱者または当社へご連絡くださいますようお願いいたします。
●当社が保険金をお支払いしたときは、当社は次の①または②のうちいずれか少ない額を限度としてお客さまが取得する債権を取得します。
①当社が支払った保険金の額 ②お客さまが取得する債権の額(①の額が損害の額^(注9)に不足する場合は、債権額から不足額を差し引いた額)
(注9)訴訟等で人身傷害条項損害額基準と異なる基準で算出された場合はその額

P16の **複数のご契約があるお客さまへ** もご確認ください。 **詳細は 35 ページ**



用語のご説明

13

10 記名被保険者

保険申込書(継続確認書)や保険証券(保険契約継続証)の「記名被保険者」欄に記載された方をいいます(「記名被保険者」欄が空欄の場合は、保険契約者の方が記名被保険者となります)。記名被保険者の選定についてはP25をご参照ください。

11 ご家族

記名被保険者の配偶者(**12** 参照)、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないこと)の子をいいます。

12 配偶者

婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

13 人身傷害対象事故

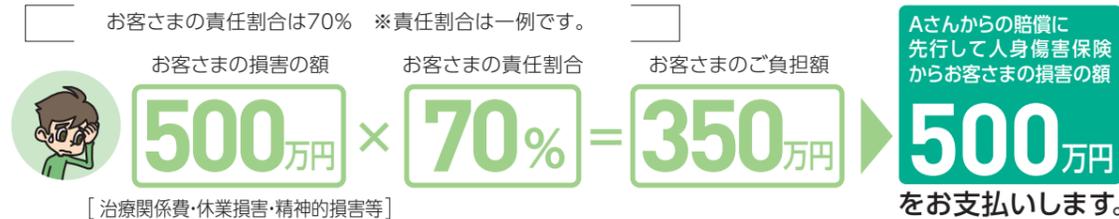
人身傷害保険金がお支払いの対象となる事故をいいます。

14 支払対象期間

後遺障害の症状固定日の属する月を含め36か月以内、かつ、後遺障害の症状が固定してから最初に取り組んだりリハビリテーション訓練等を開始した月または最初に福祉機器等取得した月を含め24か月以内の期間をいいます。

! 例えばこのような事故のとき

お客さまのお車とAさんのお車が交差点で出合頭に衝突。お客さまが入院6か月のケガをされた場合。



※上記は相手の方からの賠償に先行して、お客さまの損害の額の受取りを希望された場合(先行全額払)の具体例です。



入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約

※特約のセットを希望されない場合は、代理店・扱者または当社までお申し出ください。

ホームヘルパー雇入費用等、事故後の生活を支えるために必要なさまざまな保険金をお支払いします。

人身傷害対象事故 **13** に伴い、事故後の生活を支えるために必要な次の **1** **2** の費用保険金をお支払いします。

※P16の **!** もご確認ください。

1 入院時人身傷害諸費用保険金

被保険者^(注1)が傷害を被り入院した場合に、次の費用をお支払いします。

費用の種類	支払限度額
①ホームヘルパー雇入費用	1日あたり2万円
②介護ヘルパー雇入費用	1日あたり2万円
③ベビーシッター雇入費用	③・④を合計して
④保育施設預け入れ費用	1日あたり2万円
⑤ペットシッター雇入費用	⑤・⑥を合計して
⑥ペット専用施設預け入れ費用	1日あたり2万円
⑦差額ベッド費用	1日あたり2万円
⑧転院移送費用	転院1回分 かつ100万円

被保険者1名につき左記①~⑧を合計して200万円限度

※ペットは、犬または猫に限ります。

【人身傷害入院時頼れるサポート】

本特約の支払対象事故により被保険者が入院し、家事・介護・育児の代行の必要が発生した場合に、ご希望によりホームヘルパー・介護ヘルパー・ベビーシッターを派遣する業者をご紹介します。
※一部離島や年末年始等、地域や時期によっては、ご紹介できない場合があります。

2 後遺障害時人身傷害諸費用保険金

被保険者^(注1)が特約に定める後遺障害を被った場合に、次の保険金をお支払いします。

保険金の種類	支払保険金の額
リハビリテーション訓練等 保険金	支払対象期間 14 中のリハビリテーション訓練等 ^(注2) の期間1か月につき定額5万円
福祉機器等取得費用 保険金	支払対象期間中に負担した福祉機器等 ^(注3) の取得費用の実額(1事故、被保険者1名につき500万円限度)

【自立支援サービス】

被保険者が後遺障害(7級以上)を被った場合に、ご希望により社会福祉士(ソーシャルワーカー)をご紹介します。自立を支援するための各種情報提供やアドバイスをさせていただきます。

(注1)本特約における被保険者の範囲は人身傷害保険と同じです。人身傷害保険に自動車事故特約または交通事故特約がセットされている場合は、人身傷害保険およびその特約の被保険者と同じです。ただし、胎児は対象となりません。

(注2)リハビリテーション訓練等とは、後遺障害により事故前の仕事が続けられなくなり、新たな仕事に就くために受講した職業訓練や資格取得講習等をいいます。

(注3)福祉機器等とは、福祉車両、電動車いす、障がい者用パソコン等をいいます。

P16の **複数のご契約があるお客さまへ** もご確認ください。 **詳細は 36 ページ**

POINT 特定病室等を利用した場合の差額ベッド費用も補償します。

個室を利用した場合
全国平均で、1日あたり
約7,800円
もかかります!



厚生労働省「主な選定療養に係る報告状況」より(平成29年7月1日現在の1日当たり徴収額)



補償内容とサービスについて

契約条件等について

補償内容の詳細

その他(契約概要のご説明等)

タフ・見守るクルマの保険プラス

14

相手への賠償(対人)
相手への賠償(対物)
▶おケガの補償
お車の補償
クルマのトラブルサポート/その他の補償

おケガの補償



傷害一時金特約

任意セット

入通院時の日用品購入などの当座の出費に備えられます。

人身傷害対象事故により、被保険者^(注1)が傷害を被った場合に、治療日数^(注2)や傷害の部位・症状に応じて、次の一時金をお支払いします。

(注1)本特約における被保険者の範囲は人身傷害保険と同じです。人身傷害保険に自動車事故特約または交通事故特約がセットされている場合は、人身傷害保険およびその特約の被保険者と同じです。ただし、胎児は対象となりません。

(注2)医師の治療のために病院もしくは診療所に入院・通院した実治療日数をいいます。

治療日数が4日以内の場合	1万円	
治療日数が5日以上の場合	被保険者が被った傷害	支払保険金の額
同一事故により被った傷害が右表の複数の項目にあたる場合は、それぞれの項目により支払われるべき金額のうち、最も高い金額をお支払いします。	1 打撲、挫傷、擦過傷、捻挫等下記2~4以外のもの	10万円
	2 骨折・脱臼、神経損傷(脳・眼・頸髄・脊髄以外の部位)、上肢・下肢の腱・筋・靭帯の断裂	30万円
	3 上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	50万円
	4 脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	100万円

POINT 上記の支払保険金の額が「2倍」となる「傷害一時金倍額払特約」もあります。

※1 治療日数が5日以上の場合の支払保険金の額が一律10万円となる傷害一時金(1万円・10万円)特約もあります。また、支払保険金の額が「2倍」となる傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約もあります。

※2 P16の▲もご確認ください。

P16の **複数のご契約があるお客さまへ** もご確認ください。

詳細は **36** ページ



交通事故特約

※自動車事故特約とあわせてセットすることはできません^(注1)。

任意セット

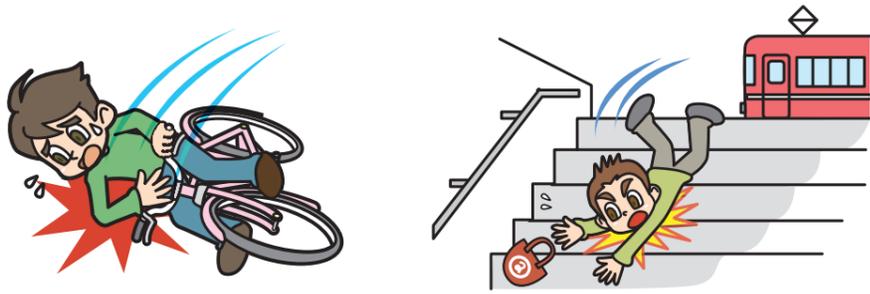
自転車で転倒して死傷した場合等も補償します。

「ご契約のお車に乗車中の事故」「他人の自動車に乗車中の事故」「歩行中・自転車乗車中などの自動車事故」に加え、「自転車で乗車中や駅構内の階段で転んでケガをした場合等、自動車事故以外の交通事故」で、被保険者^(注2)が死傷した場合に保険金^(注3)をお支払いします。

(注1)自動車事故特約に代えて交通事故特約をセットした場合も、P13の**2 3**の事故は対象となります。

(注2)本特約における被保険者の範囲は人身傷害保険および自動車事故特約と同じです。ただし、「自動車事故以外の交通事故」については、記名被保険者およびそのご家族の方が被保険者となります。

(注3)人身傷害保険に定める支払保険金の計算方法および普通保険約款に定める損害額基準に基づいてお支払いします。ただし、「自動車事故以外の交通事故」の傷害による損害については、普通保険約款に定める損害額基準のうち積極損害(治療関係費等)のみお支払いの対象となり、「休業損害」「精神的損害」はお支払いの対象となりません。



P16の **複数のご契約があるお客さまへ** もご確認ください。

詳細は **35** ページ



犯罪被害事故特約

自動車事故特約または交通事故特約をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。

任意セット

通り魔等の犯罪事故によって死傷した場合も補償します。

日常生活において犯罪行為(第三者による人の生命・身体を害する意図をもって行われた行為)を受け、被保険者が死傷した場合に保険金^(注)をお支払いします。

(注)人身傷害保険に定める支払保険金の計算方法および普通保険約款に定める損害額基準に基づいてお支払いします。



下記の **複数のご契約があるお客さまへ** もご確認ください。

詳細は **36** ページ



入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約、傷害一時金特約^(注)、人身傷害家族臨時交通費用特約(P36参照)がセットされたご契約のお客さまへ

- 自動車事故特約をセットする場合は、自動車事故特約の支払対象事故についても入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約、傷害一時金特約^(注)、人身傷害家族臨時交通費用特約のお支払いの対象となります。
- 交通事故特約をセットする場合は、交通事故特約の支払対象事故についても入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約、傷害一時金特約^(注)、人身傷害家族臨時交通費用特約のお支払いの対象となります。
- 犯罪被害事故特約をセットする場合は、犯罪被害事故特約の支払対象事故についても傷害一時金特約^(注)のお支払いの対象となります(入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約、人身傷害家族臨時交通費用特約はお支払いの対象となりません)。(注)傷害一時金倍額払特約、傷害一時金(1万円・10万円)特約、傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約を含みます。

複数のご契約があるお客さまへ

- 自動車事故特約は、1つのご契約のみにセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方が「歩行中や特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中等の自動車事故」にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、**重複部分の保険料が無駄になることがあります**ので、ご契約に際してはご確認ください。
 - ※1 この補償については、記名被保険者またはそのご家族の方が所有する他の自動車に、自動車事故特約をセットしないことで重複部分をなくすことができます。
 - ※2 複数あるご契約のうち、自動車事故特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、**補償がなくなることがあります**のでご注意ください。
- 交通事故特約は、1つのご契約のみにセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方が「歩行中や特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中等の自動車事故」および「自転車で乗車中や駅構内の階段で転んでケガをした場合等の自動車事故以外の交通事故」にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、**重複部分の保険料が無駄になることがあります**ので、ご契約に際してはご確認ください。
 - ※1 この補償については、記名被保険者またはそのご家族の方が所有する他の自動車に、交通事故特約をセットしないことで重複部分をなくすことができます。
 - ※2 複数あるご契約のうち、交通事故特約または交通事故特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、**補償がなくなることがあります**のでご注意ください。
- 入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約、傷害一時金特約、傷害一時金倍額払特約、傷害一時金(1万円・10万円)特約、傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約は、自動車事故特約または交通事故特約をセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方が下記の事故にあわれた場合も補償されます。
 - ①自動車事故特約をセットしている場合:「歩行中や特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中等の自動車事故」
 - ②交通事故特約をセットしている場合:「上記①の自動車事故」および「自転車で乗車中や駅構内の階段で転んでケガをした場合等の自動車事故以外の交通事故」
 この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、**重複部分の保険料が無駄になることがあります**ので、ご契約に際してはご確認ください。
 - ※1 これらの特約については、記名被保険者またはそのご家族の方が所有する他の自動車に、自動車事故特約または交通事故特約をセットしないことで重複部分をなくすことができます。
 - ※2 複数あるご契約のうち、自動車事故特約または交通事故特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、**補償がなくなることがあります**のでご注意ください。
- 犯罪被害事故特約は、1つのご契約のみにセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方がこの特約の支払対象事故にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、**重複部分の保険料が無駄になることがあります**ので、ご契約に際してはご確認ください。
 - ※複数あるご契約のうち、犯罪被害事故特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、**補償がなくなることがあります**のでご注意ください。

補償内容とサービスについて

契約条件等について

補償内容の詳細

その他(契約概要のご説明等)

タフ・見守るクルマの保険プラス

お車の補償



車両保険

任意セット

事故によりご契約のお車が壊れた場合の補償です。

ご契約のお車が衝突、接触等の事故によって損害を被った場合に、車両保険金額(ご契約金額)^(注1)を限度に保険金をお支払いします。車両保険は、「一般補償」と「10補償限定¹⁵」の2つのご契約タイプからお選びいただけます。車両保険では免責金額^(注2)を設定していただきます。

(注1) 車両保険金額は市場販売価格相当額¹⁶を参考にお決めください。

(注2) 当社では「1回事故0万円、2回目以降事故10万円」の設定をおすすめしています(契約条件によっては一部設定できない場合もあります)。

詳細については代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

詳細は 37 ページ

POINT 車両保険のご契約タイプは補償範囲の広い「一般補償」をおすすめします。

○ 補償します × 補償できません

補償する事故 (主な事故例)	①相手自動車との衝突・接触 (相手が確認できる場合)	②あて逃げ (相手が確認できない場合)	③ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車との衝突・接触	④火災・爆発	⑤盗難 ^(注3)	⑥騒擾、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為	⑦台風・竜巻・洪水・高潮
ご契約タイプ							
一般補償	○	○	○	○	○	○	○
10補償限定	○	○	○	○	○	○	○
補償する事故 (主な事故例)	⑧落着、いたづら ^(注4) 、窓ガラス破損	⑨飛来中または落下中の他物との衝突	⑩その他の偶然な事故 ^(①~⑨および⑪~⑭に該当する事故を除きます)	⑪歩行者・自転車・動物 ^(注5) との衝突・接触	⑫電柱・ガードレール等との衝突	⑬墜落・転覆	⑭地震・噴火・津波
ご契約タイプ							
一般補償	○	○	○	○	○	○	×
10補償限定	○	○	○	×	×	×	×

! 車両保険では、「地震・噴火またはこれらによる津波」でご契約のお車に発生した損害は補償できません。ただし、車両保険(一般補償)に地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約をセットすることで、地震等保険金をお支払いします。

地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約 任意セット

ご契約のお車が地震・噴火・津波により、「全損」(特約で定める基準によります)¹⁷となった場合に、定額で50万円(車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額とします)を地震等保険金としてお支払いします。

※この特約は、生活に欠かせない移動手段を確保すること等を目的として、記名被保険者に定額一時金をお支払いするものです。 [詳細は 37 ページ](#)

(注3) 車両盗難対象外特約をセットした場合は、盗難による損害は補償できません。

(注4) 「いたづらの損害」には、「ご契約のお車の運行によって発生した損害」および「ご契約のお車と他の自動車(原動機付自転車を含みます)との衝突または接触によって発生した損害」を含みません。

(注5) 鳥類など飛来中の動物との衝突は「⑨飛来中または落下中の他物との衝突」に含まれます。

! 故障による損害(バッテリー上がりを含みます)やタイヤ(チューブを含みます)のみの損害(火災・盗難による損害を除きます)は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

車両価額協定保険特約が自動的にセットされます。

※車両保険をセットしたご契約に自動的にセットされます(リースカー車両費用特約をセットしたご契約には適用されません)。

ご契約時における「ご契約のお車の市場販売価格相当額」を価額として協定し、車両保険金額を定めることで、保険期間中の経年減価にかかわらず、協定した価額を限度に保険金をお支払いします。

※協定保険価額がご契約のお車の実際の市場販売価格相当額を著しく超えるときは、そのお車の市場販売価格相当額を限度に保険金をお支払いします。

! 例えばこのような事故のとき

お客さまが一時停止の標識に気づかず交差点を直進してしまい、Bさんのお車と衝突。お客さまのお車に損害が発生した場合。



一時停止標識がある交差点における直進車同士の合頭事故。お客さまの責任割合は80%
 ※責任割合は一例です。



車両保険の有無によって、ご負担額にこんなに大きな差が出ます。

○ 車両保険^(注)をセットしていた場合

- Bさんの対物賠償保険から **20万円**
- お客さまの車両保険から **80万円**

お客さまのご負担額 **0万円**

× 車両保険をセットしていない場合

- Bさんの対物賠償保険から **20万円**
- お客さまの車両保険から **0万円**

お客さまのご負担額 **80万円**

(注) 車両保険金額200万円、免責金額「1回事故0万円、2回目以降事故10万円」で1回目の事故の場合



17 用語のご説明

15 10補償限定

車両保険「10補償限定」特約をセットしたご契約タイプをいいます。

16 市場販売価格相当額

ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額のこと、当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」などに記載された価格または当社が別に定める方法に従ってその他の客観的資料により算出した価格をいいます。

17 「全損」(特約で定める基準によります)

地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約に定める全損に該当する主な条件は次のとおりです(車両保険等に定める全損とは異なります)。

- ご契約のお車に次のすべてを満たす損害が発生した場合
 - ・ルーフの著しい損傷
 - ・3本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷
 - ・前面・後面ガラスおよび左右いずれかのドアガラスの損傷
- ご契約のお車が流失または埋没し発見されなかった場合
- 運転者席の座面を超える浸水を被った場合 等

補償内容とサービスについて

契約条件等について

補償内容の詳細

その他(契約概要のご説明等)

タフ・見守るクルマの保険プラス

相手への賠償(対人)
相手への賠償(対物)
おケガの補償
▶お車の補償
クルマのトラブルサポート/その他の補償

お車の補償



全損時諸費用特約

車両保険をセットしたご契約に自動的にセットされます(リースカー車両費用特約をセットした場合を除きます)。

自動セット

全損時の廃車費用や新車登録費用など、さまざまな費用に備えられます。

ご契約のお車が車両事故 18 により全損となった場合や、ご契約のお車が盗難された場合で、車両保険の保険金が支払われるときに、車両保険金額の10%(下限10万円、上限20万円) (注)をお支払いします。

(注)新車特約をセットしており、お車を買って替えたことにより新車保険金額を限度に車両保険金が支払われる場合は、新車保険金額の10%(下限10万円、上限20万円)をお支払いします。

POINT 支払保険金の額が「2倍」となる「全損時諸費用倍額払特約」もあります。

詳細は 37 ページ



車両保険無過失事故特約

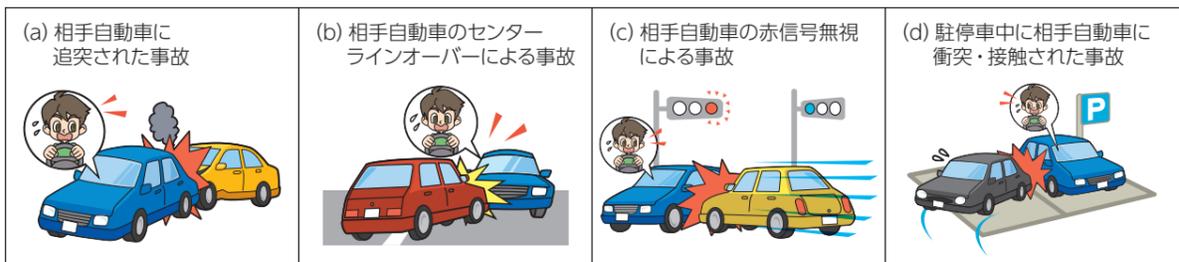
車両保険をセットしたご契約に自動的にセットされます。

自動セット

「もらい事故」等、お客さまに過失がない事故の場合に、等級をダウンさせずに車両保険を利用できます。

次の①から③のいずれかの条件に該当する場合に、次契約の等級・事故有係数適用期間の決定においてノーカウント事故 19 として取り扱い、車両保険金をお支払いします。ただし、①または②に該当する場合は、「相手自動車(所有者がご契約のお車の所有者と異なる自動車)」と「その運転者または所有者」が確認できる場合に限りです。

①ご契約のお車と相手自動車との衝突・接触事故で、その事故が次の(a)から(d)のいずれかに該当し、かつ、客観的事実に照らしてご契約のお車を使用または管理していた方に過失がなかったことが認められる場合



②上記①以外のご契約のお車と相手自動車との衝突・接触事故で、当社がその事故状況を調査した結果、ご契約のお車を使用または管理していた方に過失がなかったと認められる場合

③不正アクセス(ハッキング等)やご契約のお車の欠陥等に起因して、他物との衝突・接触事故やご契約のお車の転覆・墜落事故が発生し、ご契約のお車の所有者および運転者に過失がなかったことが確定した場合または判例等に照らして認められる場合

⚠ 本特約の対象となる事故であっても、新車特約または車両超過修理費用特約に該当する保険金のお支払いがある場合は、3等級ダウン事故として取り扱います。



新車特約

任意セット

新車に大きな損害が発生したときに、代替自動車の購入費用を補償します。

車両事故により、ご契約のお車に次の①または②の損害が発生した場合で、かつ、事故の日の翌日から90日以内にお車を買って替えられた場合に、代替自動車の購入費用(新車保険金額を限度)をお支払いします。また、お車を修理する場合には、事故の日の翌日から90日以内に修理が完了したときは、その修理費について新車保険金額を限度にお支払いします。

- ①お車が修理できない場合、または修理費の額が「協定保険価額(車両保険金額)」以上となる場合
- ②修理費が新車保険価額 20 の50%(内外装・外板部品のみ)の損傷の場合を除きます)以上となる場合

⚠ 本特約の保険金は車両所有者にお支払いしますので、ご契約のお車がリースカーの場合は、車両所有者であるリース会社へお支払いします。

セット可能なご契約

車両保険をセットしたご契約(型式不明車を除きます)。ただし、保険契約の満期日の属する月がご契約のお車の初度登録(検査)年月の翌月から起算して61か月を超える場合は、始期日 21 時点(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、最終保険年度における始期日の応当日)の車両保険金額が新車保険金額の50%以上であるお車に限りです。車両超過修理費用特約、車両盗難対象外特約、リサイクル部品使用特約、リースカー車両費用特約をセットした場合は対象となりません。

詳細は 37 ページ



車両超過修理費用特約

任意セット

大切なお車を修理して乗り続けたいお客さまに、修理費を補償します。

次の①および②の条件に該当する車両事故の場合に、車両保険金額に30万円を加えた金額を限度に実際の修理費を車両保険金としてお支払いします。

- ①ご契約のお車に車両保険金額を上回る修理費が発生した場合
- ②事故の日の翌日から6か月以内に、ご契約のお車を実際に修理完了した場合

⚠ 本特約の適用により車両保険金額を上回る車両保険金が支払われる場合、全損時諸費用特約の全損時諸費用保険金はお支払いしません。

セット可能なご契約

車両保険をセットしたご契約。ただし、始期日の属する月がご契約のお車の初度登録(検査)年月の翌月から起算して26か月目以降のお車に限りです。新車特約、リースカー車両費用特約をセットした場合は対象となりません。

詳細は 37 ページ



『ハートフルリサイクル』(リサイクル部品使用特約) ECO

任意セット

環境にやさしいリサイクル部品を使用することをご契約時に決めていただくことで車両保険料が割引となります。

車両事故に伴い、ご契約のお車の修理にあたって部分品の交換の必要が発生した場合に、リサイクル部品の使用を前提とした修理費に基づいて車両保険金をお支払いします。車両事故時にリサイクル部品を使用して修理することを、ご契約時に決めていただくことで、車両保険料が5%割引となります。

- ⚠ 安全面を考慮してクーラーコンデンサー、ヘッドランプ、テールランプ以外の機能(保安)部品や消耗品・小部品は新品部品を使用します。
- 修理工場へ入庫の際は、必ず「修理の際はリサイクル部品を使用する」旨を、修理工場へお伝えください。
- ご契約のお車を修理工場に入庫した日または当社に事故発生連絡があった日のいずれか遅い日の翌日から起算して7日以内(祝日・年末年始・お盆の期間を除きます)に部品を調達できない場合は新品部品を使用します。

セット可能なご契約

車両保険をセットしたご契約。ただし、始期日の属する月がご契約のお車の初度登録(検査)年月の翌月から起算して36か月目以降の国産の自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車に限りです。新車特約をセットした場合は対象となりません。

詳細は 37 ページ



用語のご説明

18 車両事故

車両保険の保険金がお支払いの対象となる事故をいいます。

19 ノーカウント事故

この保険契約の次契約に適用する等級・事故有係数適用期間(P27参照)の決定にあたり、当社が事故件数として数えない取扱いとされている事故をいいます。

20 新車保険価額

保険契約締結の時におけるご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の新車の市場販売価格相当額を基準に協定した価額をいいます。なお、新車保険価額が新車の市場販売価格相当額を著しく超える場合には、その新車の市場販売価格相当額を新車保険価額とします。新車特約をセットする場合は、新車保険価額を新車保険金額として設定します。

21 始期日

保険期間の初日をいいます。

補償内容とサービスについて

契約条件等について

補償内容の詳細

その他(契約概要のご説明等)

タフ・見守るクルマの保険プラス

クルマのトラブルサポート



※ロードサービス費用特約とサービスのご説明です。



事故または故障・トラブルのときのサポート

自動セット

ご契約のお車が事故または故障・トラブルにより自力走行不能²²となった場合に、24時間365日現場に駆けつけ、となり修理工場等にレッカー^{けん}牽引・搬送された場合や盗難された場合等に必要となる下記①・③～⑦の費用等は

①レッカー^{けん}牽引・搬送等や②応急作業を行います(ロードアシスタンスサービス)。ご契約のお車が自力走行不能ロードサービス費用特約で補償します。

①レッカー^{けん}牽引・搬送等 レッカー現場急行サポート

現場から修理工場等までのレッカー^{けん}牽引・搬送や、落輪等の際の路面への引き戻し作業等を行います(1回の事故等につき30万円(車両保険をセットする場合は、車両保険金額の10%または30万円のいずれか高い金額)限度)。

約500km相当^(注) (運搬費用保険金)

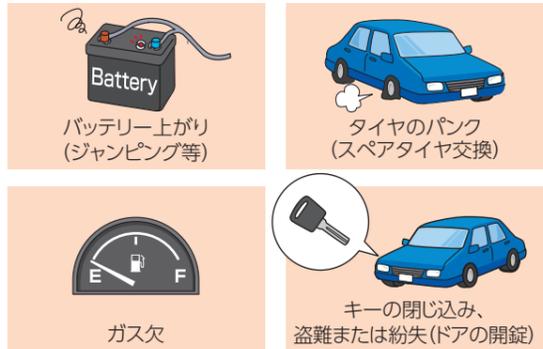


(注)レッカー^{けん}牽引・搬送可能な距離は、提携先実績に基づく当社試算で、車両重量・車体の形状や積載量等により作業内容が異なるため増減する場合があります。

- ※1 スタック(雪道、泥道、砂利道または凍結道等でタイヤが単にスリップまたは空転し走行できない状態)時の引き出しは対象となりません。
- ※2 ロードサービス費用特約と車両保険に定める運搬費用のいずれもお支払いできる場合は、ロードサービス費用特約からお支払い、車両保険に定める運搬費用はお支払いしません。
- ※3 レッカー現場急行サポートをご利用のお客さまは、初期対応コンシェルジュサービスをご提供します(P39参照)。

②応急作業 クイック修理サービス

現場で30分以内の応急作業を無料で行います。なお、バッテリー上がり・ガス欠の場合のサービスのご提供は、保険期間(ご契約期間)中それぞれ1回^(注)のみ無料となります。



(注)保険期間が1年を超える場合は始期日から1年ごとに、明細付契約の場合は各明細1台ごとに、1回のご利用が無料となります。ただし、ノンフリート多数割引(P30参照)適用契約は回数の制限がありません。

⑦代車

ご契約のお車が修理等のために代車を借りる必要が発生した場合に、その期間中の代車(排気量が1,300c.c.以下の自家用小型乗用車のレンタカー^(注))を30日(故障等の場合は15日)を限度にご提供します。
(注)代車補償拡張特約をセットした場合は、代車補償拡張特約で設定した代車クラスに応じたレンタカーをご提供します。



30日限度
故障等の場合は15日限度
(代車のご提供)

POINT 事故の際、自力走行が可能な場合にも代車をご提供する「代車補償拡張特約」をおすすめします。

詳細は 39 ページ

ご契約のお車が「事故・故障等により自力走行不能となりレッカー^{けん}牽引・搬送された場合等(右表①)」に加え、「事故により、自力走行は可能だが修理等が必要な場合(右表②)」にも代車をご提供します。ご提供する代車は、この特約でご契約の代車クラス(P39参照)に応じたレンタカーとなります。

	○ 代車をご提供します		× 代車をご提供できません	
	事故	故障・トラブル	事故	故障・トラブル
ロードサービス費用特約	○	○	×	×
代車補償拡張特約をセットする場合	○	○	② ○	×

※ノンオペレーションチャージ(レンタカーで事故を起こされ、車両の修理が必要となった場合の車両の営業補償料等)についてはお客さまのご負担となります。

⚠ 保険金をお支払いする際には、各費用を負担したときの領収書等が必要となる場合があります。

詳細は 38 ページ

事故または故障・トラブルのときは

- お電話で下記までご連絡ください。
あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター
24時間365日 **0120-024-024**
*おかけ間違いにご注意ください。
*音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。
- 「**タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)**」「**タフ・見守るクルマの保険プラスS**」「**タフ・見守るクルマの保険(ドラレコ型)**」でご契約の場合は、専任オペレータからの**安否確認コール**後、**お客さまの要請に応じてロードアシスタンスサービスの手配を実施します(P7参照)**。

● LINEでもロードアシスタンスサービスをご利用いただけます。

STEP1 下記のQRコード^(注)からあいおいニッセイ同和損保ロードサービスを友だち追加してください。

STEP2 「ロードサービス依頼」をタップし、質問に沿って回答を選択してください。受付後、出動業者を手配のうえオペレータまたは出動業者から電話でご連絡します。

LINEの友だち追加はこちら!

(注) QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。
※本サービスは、LINEアプリおよび通話機能をご利用いただけるスマートフォン端末のみ、ご利用いただけます。

⚠ ロードアシスタンスサービス(レッカー現場急行サポート・クイック修理サービス・初期対応コンシェルジュサービス)のご利用の際は、あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター(0120-024-024)に必ず事前にご連絡ください。お客さまご自身で修理業者を手配された場合は、クイック修理サービスの対象となりません。なお、お客さまご自身で手配されたレッカー^{けん}牽引・搬送等の費用は、ロードサービス費用特約の対象となる場合がありますので、ご契約の代理店・扱者または当社へご連絡ください。

耳が不自由なお客さまも、Web機能や「手話・筆談通訳サービス」を使ってあんしんサポートセンターへご連絡いただけます。詳細は当社ホームページでご参照ください。

【手話・筆談通訳サービス】
テレビ電話を通じて、お客さまとオペレータが手話や筆談でやりとりし、それと同時に当社担当者へ電話(音声)にて通訳します。



さらに安心で便利

万が一の事故の対応に役立つスマートフォン専用アプリ

さまざまな便利機能をご利用いただけます。

- トラブル場所の送信
- 出動車両の接近情報^(注)
- 入庫完了メッセージ^(注)
- 作業内容のご案内

(注) サポNAVIでお客さまのトラブル場所を送信してロードアシスタンスサービスを要請する場合があります。出動する業者によってはご利用できない場合があります。

ダウンロードはこちらから!

※画面はイメージです。実際の画面と異なる場合があります。

③宿泊費用

ホテル等に臨時に宿泊するために実際に負担した1泊分の費用をお支払いします(1回の事故等、1名につき15,000円限度)。



1名15,000円限度
(臨時宿泊費用保険金)

※日常保管場所において発生した事故等に伴い負担した宿泊費用はお支払いの対象となりません。

④帰宅・移動費用

ご自宅またはご契約のお車の出発地へ移動するために実際に負担した交通費から免責金額1,000円を差し引いた金額をお支払いします(1回の事故等、1名につき20,000円限度)。



1名20,000円限度
(臨時帰宅・移動費用保険金)

※日常保管場所において発生した事故等に伴い負担した帰宅・移動費用はお支払いの対象となりません。

⑤修理後の搬送費用

ご契約のお車の修理完了後、ご自宅やご契約のお車の保管場所等に搬送するために実際に負担した費用をお支払いします(修理後搬送費用保険金と修理後引取費用保険金を合計して1回の事故等につき15万円限度)。



15万円限度
(修理後搬送費用保険金)

⑥修理後の引取費用

ご契約のお車の修理完了後、ご契約のお車を引取るために実際に負担した交通費から免責金額1,000円を差し引いた金額をお支払いします(修理後搬送費用保険金と修理後引取費用保険金を合計して1回の事故等につき15万円限度)。



15万円限度
(修理後引取費用保険金)

22 自力走行不能

法令により走行が禁じられている状態を含みます。



- 相手への賠償(対人)
- 相手への賠償(対物)
- おケガの補償
- お車の補償
- ▶クルマのトラブルサポート/その他の補償

その他の補償



他車運転特約

自動セット

借りたお車でのご事故をご自身の保険で補償します。

記名被保険者またはそのご家族の方が、用途車種が自家用8車種である他人の自動車を臨時に借用して運転しているとき(駐車または停車中を除きます)に起こした事故について、他人の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の契約条件に従い保険金(対人賠償・対物賠償・人身傷害・自損傷害・無保険車傷害・車両)^(注1)をお支払いします^(注2)。

(注1) 保険金のお支払いの対象となる特約についてはP40をご参照ください。

(注2) 運転者限定・運転者年齢条件を設定した場合は、限定した運転者の範囲と異なる方や運転者年齢条件を満たさない方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできません。

詳細は [40](#) ページ



弁護士費用(自動車事故型)特約

弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約

任意セット

保険会社が示談交渉を行えない「もらい事故」の場合などに弁護士費用等をお支払いします。

被保険者が自動車事故や日常生活事故^(注1)によって、身体や財物に被害を被り、相手の方に損害賠償請求を行う場合、または自動車事故によって被保険者に法律上の賠償責任がないにもかかわらず、損害賠償請求された場合における弁護士・損害賠償請求等費用(300万円限度^(注2))、法律相談費用(10万円限度)について、保険金をお支払いします。

○ 補償します × 補償できません

特約名	自動車事故	日常生活事故 ^(注1)
弁護士費用(自動車事故型)特約	○	×
弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約	○	○

(注1) 日常生活事故とは、「歩行中、自転車に追突されケガをした場合」など、自動車事故以外の、日本国内で発生した偶然な事故をいいます。

(注2) 弁護士・損害賠償請求等費用の実費が300万円以内の場合であっても、特約に定める各費用(着手金・報酬金等)の支払限度額を超える金額については、自己負担となります。

! 弁護士等に委任する場合は、当社の事前承認が必要ですので、あらかじめ当社へご連絡ください。

P24の [複数のご契約があるお客さまへ](#) もご確認ください。

詳細は [41](#) ページ



日常生活賠償特約

任意セット

日常生活の賠償事故を補償します。

被保険者が、日本国内外での日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物を損壊させたこと、または日本国内で電車等を運行不能にさせたことについて、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

- !** 日本国内での事故に対しては、支払限度額がありません(保険金額は無制限です)。日本国外での事故に対しては、3億円が支払限度額となります。
- 日本国外での事故については示談交渉を行いません。



POINT

日本国内で発生した事故について、相手の方との示談交渉は、当社が行いますのでご安心ください。

! 相手の方が当社と直接折衝することに同意しない場合や被保険者が正当な理由なく当社への協力を拒まれた場合などには、当社は相手の方との示談交渉はできませんのでご了承ください。



P24の [複数のご契約があるお客さまへ](#) もご確認ください。

詳細は [42](#) ページ



車内外身の回り品特約

任意セット

大切な身の回り品の損害を補償します。

ご契約のお車で外出中またはご契約のお車の日常保管中^(注)に、偶然な事故によって発生した個人所有の身の回り品の損害に対して、1事故につき30万円を限度に保険金をお支払いします。

(注) 日常保管中の損害は、身の回り品がご契約のお車の室内・トランク等に積載されている状態で、かつ、ご契約のお車も同時に損害が発生している場合に限りです。



詳細は [42](#) ページ



ファミリーバイク(人身傷害型)特約

ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約

任意セット

原動機付自転車の事故を補償します。

被保険者が、原動機付自転車^(注1)(借用したものを含みます)で起こした事故について、原動機付自転車^(注1)をご契約のお車とみなして^(注2)、ご契約のお車の契約条件に従い保険金^(注3)をお支払いします。

補償項目	特約名	ファミリーバイク(人身傷害型)特約	ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約
相手への賠償(対人)		対人賠償保険・対人臨時費用特約・対歩行者等傷害特約を適用し補償します	
相手への賠償(対物)		対物賠償保険・対物超過修理費用特約を適用し補償します	
おケガの補償	相手がある事故 交差点での衝突事故など		補償されません
	相手のいない 単独事故(自損事故)	人身傷害保険 ^(注4) を適用し補償します	この特約で定める自損傷害 保険金 ^(注5) をお支払いします
	無保険車との衝突事故		この特約で定める無保険車傷害 保険金 ^(注5) をお支払いします



(注1) 総排気量125c.c.以下または定格出力1.00キロワット以下の二輪自動車および総排気量50c.c.以下または定格出力0.60キロワット以下の三輪以上の自動車(「側車付二輪自動車」を含みます)をいいます。

(注2) 運転者限定・運転者年齢条件を設定している場合であっても、被保険者が原動機付自転車を使用中に起こした事故等は補償の対象となります。

(注3) 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の保険金もお支払いの対象となります。

(注4) 保険金のお支払いの対象となる特約についてはP43をご参照ください。

(注5) お支払いする保険金についてはP43をご参照ください。

※上記補償項目以外の事故は保険金のお支払いの対象となりません。

下記の [複数のご契約があるお客さまへ](#) もご確認ください。

詳細は [43](#) ページ

複数のご契約があるお客さまへ

● 弁護士費用(自動車事故型)特約、弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約、弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約(P41参照)は、1つのご契約のみにセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方が、これらの特約の支払対象事故にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、**重複部分の保険料が無駄になることがあります。**ただし、特約をセットしないご契約のお車を「友人・知人等」が運転する場合、「友人・知人等」は補償されませんのでご注意ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、**そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、補償がなくなることがありますのでご注意ください。**

● 日常生活賠償特約、自転車賠償特約(P42参照)、ファミリーバイク(人身傷害型)特約、ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約は、1つのご契約のみにセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方が、これらの特約の支払対象事故にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、**重複部分の保険料が無駄になることがありますので、ご契約に際してはご確認ください。**※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、**そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、補償がなくなることがありますのでご注意ください。**

補償内容とサービスについて

契約条件等について

補償内容の詳細

その他(契約概要のご説明等)

タフ・見守るクルマの保険プラス

記名被保険者・運転者 範囲の設定等

運転する方やお車の使い方等によって保険料が異なります。ご契約にあたり、下記の事項についてご確認ください。

1 記名被保険者について

(1) 記名被保険者をご確認ください。

記名被保険者は、「対人賠償保険・対物賠償保険・自動車事故特約(人身傷害保険)等の被保険者(補償の対象となる方)の範囲」、「等級・事故有係数適用期間の継承範囲」、「記名被保険者年齢別料率区分」等を決めるための重要な事項です。ご契約のお車を「主に使用される方」^(注)等から1名を設定してください。

(注)ご契約のお車を「主に使用される方」とは、次のいずれかの方をいいます。

①主たる運転者(運転頻度の高い方) ②「ご契約のお車の所有者」や「自動車検査証上の使用者」等、実際にご契約のお車を自由に支配・使用している方

(2) 記名被保険者の生年月日をご確認ください。

運転者年齢条件を「26才以上補償」または「35才以上補償」でご契約の場合は、始期日時点での記名被保険者の年齢に応じた「記名被保険者年齢別料率区分」の保険料を適用します。

「記名被保険者年齢別料率区分」は、保険料を算出するための区分であり、補償される運転者の範囲ではありません。

【記名被保険者年齢別料率区分】

29才以下	30～39才	40～49才	50～59才	60～64才	65～69才	70～74才	75才以上
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------

※1 記名被保険者を変更する場合、変更後の記名被保険者の始期日時点での年齢に応じた「記名被保険者年齢別料率区分」の保険料を適用します。

※2 保険期間が1年を超えるご契約の場合、保険年度ごとに、始期日の応当日時点での記名被保険者の年齢に応じた「記名被保険者年齢別料率区分」を適用します。

(3) 記名被保険者の運転免許証の色をご確認ください。

始期日時点における運転免許証の色をご確認ください(運転免許証の現物でご確認ください)。

運転免許証の色が「ゴールド」の場合、ゴールド免許割引を適用します。

ゴールド^(注)

ゴールド免許には「優良」の表示があります。

ブルー、グリーン

(注) 始期日が免許更新期間(誕生日の前後1か月)内にある場合、更新前後の運転免許証の色のいずれかが「ゴールド」であれば、運転免許証の色を「ゴールド」とみなします。

始期日時点で未更新であれば「ゴールド」の場合

早期に更新すれば始期日時点で「ゴールド」になる場合

いずれも「ゴールド」とみなして取り扱います

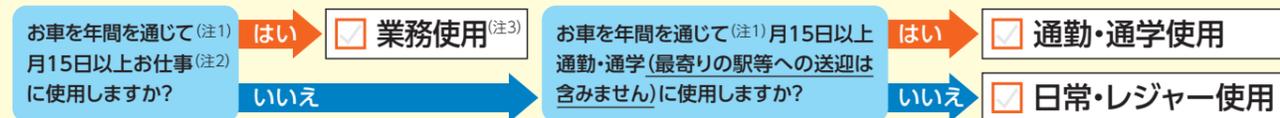
※記名被保険者が運転免許証をお持ちでない場合や国際運転免許証のみをお持ちの場合は、「その他」の区分とし、保険料はブルー・グリーンの場合と同じです。

2 お車の使用目的について

ご契約のお車の使用目的をご確認ください。

ご契約のお車の使用目的により保険料が異なります。ご契約のお車を使用するすべての方の使用実態によりご判断ください。

ご契約のお車の使用目的を下記のチャートでご確認ください。



(注1)「年間を通じて」とは、始期日以降1年間をいいます。保険期間の途中で使用目的が変更になる場合は、その時点以降1年間をいいます。

(注2)「お仕事」とは、労働の対価を得ることを目的として行う行為をいいます(ボランティアは除きます)。

(注3)ご契約のお車を事業にのみ使用する場合は、「タフ・クルマの保険」ではご契約できません。

※選択した使用目的と異なる状態で一時的に使用する場合、年間を通じて月15日以上その状態で使用しないのであれば、使用目的の区分を変更する必要はありません。

3 運転者の範囲および条件について

運転者限定・運転者年齢条件を設定することによって保険料が安くなります。

ただし、限定した運転者の範囲と異なる方がご契約のお車を運転中の事故および運転者年齢条件を満たさない場合の事故については、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(1) 運転者の範囲をご確認ください。

運転する方の にチェックマークを入れてください。

運転者	1 ご本人 (記名被保険者)	2 記名被保険者の配偶者	3 ①または②の同居の親族 ^(注1)	4 ①または②の別居の未婚 ^(注2) の子	5 ①～④以外の方 (友人・知人等)
運転者限定の区分	<input checked="" type="checkbox"/>				
本人限定	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
本人・配偶者限定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
限定なし	<input type="checkbox"/>				

○ 補償します × 補償できません

(2) 運転者の年齢をご確認ください。

1 下記の運転者年齢条件が適用される方の中でご契約のお車を運転する可能性のある最も若い方の年齢をご確認ください。

1 運転者年齢条件を満たした場合に補償します

2 運転者年齢条件にかかわらず補償します

POINT

下記の場合は運転者年齢条件にかかわらず補償されるので安心です。

- 別居しているお子さまがときどき帰省して運転する。
- いろいろな友人と一緒に車で出かけて、運転を代わることがある。

※1 「運転者限定」を設定した場合、上記の場合であっても、限定した運転者の範囲と異なる方が運転中の事故については保険金をお支払いできません。

※2 左記①～③の方が営む事業の業務に従事する場合は、運転者年齢条件が適用されます。

2 上記1で確認したご契約のお車を運転する可能性のある最も若い方の年齢にあわせて「運転者年齢条件」を決めていただきます。

運転者の年齢	20才以下	21才～25才	26才～34才	35才以上
運転者年齢条件の区分				
年齢を問わず補償	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21才以上補償	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26才以上補償	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35才以上補償	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(注1) 同一の家屋に居住する「6親等内の血族」、「3親等内の姻族」をいいます。

(注2) これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注3) ①と②が別居している場合など、未婚の子が③④のいずれにも該当する場合は、③として取り扱います。

保険料決定の仕組み

(等級別割引・割増制度／型式別料率クラス制度／各種割引制度)

保険料決定の仕組み

自動車保険の保険料は、補償内容や運転者の範囲・条件などの他、次の要素から構成されています。

ご契約ごとの事故の有無などによって決定される要素

① 等級別割引・割増制度

ご契約ごとに前契約での事故の有無などによって決定された等級・事故有係数適用期間に応じて、保険料が変動します。

27 ページ

ご契約のお車の型式ごとに決定される要素

② 型式別料率クラス制度

自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車においては、お車の型式ごとに決定された料率クラスにより保険料が変動します。

29 ページ

契約条件によって決定される要素

③ 各種割引制度

各種割引の適用の有無に応じて保険料が変動します。

30 ページ

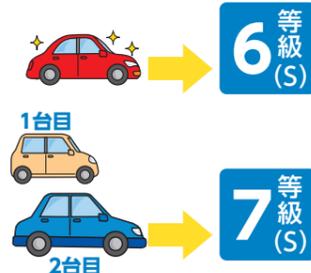
① 等級別割引・割増制度

ノンフリート契約では、1～20等級および「無事故」「事故有」の区分による保険料の割引・割増制度があります。この制度では、保険金をお支払いする事故の有無・区分・件数および事故有係数適用期間【23】等により、等級および「無事故」「事故有」の区分を決定します(決定した等級および「無事故」「事故有」別の割増引率をご契約に適用します。ご契約の事故有係数適用期間が「1～6年」の時は「事故有」の割増引率を適用します)。

※本制度はご契約の始期日時点における内容であり、将来変更となる場合があります。

(1) 新たに契約する場合の等級・事故有係数適用期間

- **はじめてのご契約の場合**
6等級(S)を適用し、4%の割増を適用します。また、事故有係数適用期間は0年となります。
- **既に11等級以上の自動車保険^{(注1)(注2)}があり(以下、「1台目のご契約」といいます)、2台目以降のお車について新たに契約する場合^(注3)**
次の「セカンドカー割引(複数所有新規契約者に対する特則)の適用条件」に記載の条件をすべて満たしているときには**7等級(S)**を適用し、34%の割引を適用します。また、事故有係数適用期間は0年となります。



セカンドカー割引(複数所有新規契約者に対する特則)の適用条件

- 1台目および2台目以降のご契約のお車が、いずれも自家用8車種であること
- 2台目以降のご契約の記名被保険者およびご契約のお車の所有者が個人であり、それぞれ次のいずれかに該当すること

記名被保険者	ご契約のお車の所有者
● 1台目のご契約の記名被保険者	● 1台目のご契約のお車の所有者
● 1台目のご契約の記名被保険者の配偶者	● 1台目のご契約の記名被保険者
● 1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族	● 1台目のご契約の記名被保険者の配偶者
	● 1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

(注1)当社のご契約で保険期間が1年を超える場合は、取扱いが異なります。詳細については代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
(注2)他の保険会社または所定の共済とのご契約を含みます。
(注3)ご契約の始期日時点で1台目のご契約がある場合をいいます。

(2) 継続して契約する場合の等級・事故有係数適用期間

継続契約(今回継続するご契約)の等級および事故有係数適用期間は【表1】のとおり決定し、【表2】の等級および「無事故」「事故有」区分別の割増引率を適用します。
※計算した結果、6等級の場合は6等級(F)を、7等級の場合は7等級(F)を適用します。

POINT 他の保険会社^(注)からの切り替えでも、等級・事故有係数適用期間を継承できます。
(注)JA共済および当社の定める他の共済を含みます。



【表1】

前契約(満期を迎えるご契約)における事故	無事故・ノーカウント事故	3等級ダウン事故	1等級ダウン事故
等級	前契約の等級+1	前契約の等級-3×事故件数	前契約の等級-1×事故件数
例	前契約 16等級 継続契約 17等級 [1つ上がります]	(事故1件の場合) 前契約 16等級 継続契約 13等級 [事故1件につき3つ下がります]	(事故1件の場合) 前契約 16等級 継続契約 15等級 [事故1件につき1つ下がります]
事故有係数適用期間	0年で変わりません	前契約の適用期間(0年)+3×事故件数	前契約の適用期間(0年)+1×事故件数
前契約が0年	前契約 無事故0年 継続契約 無事故0年 [0年で変わりません]	(事故1件の場合) 前契約 無事故0年 継続契約 事故有3年 [事故1件につき3年加えます]	(事故1件の場合) 前契約 無事故0年 継続契約 事故有1年 [事故1件につき1年加えます]
前契約が1～6年	前契約の適用期間-1	前契約の適用期間-1+(3×事故件数)	前契約の適用期間-1+(1×事故件数)
例	前契約 事故有3年 継続契約 事故有2年 [1年引きます]	(事故1件の場合) 前契約 事故有3年 継続契約 事故有5年 [1年引いた後に事故1件につき3年加えます]	(事故1件の場合) 前契約 事故有3年 継続契約 事故有3年 [1年引いた後に事故1件につき1年加えます]

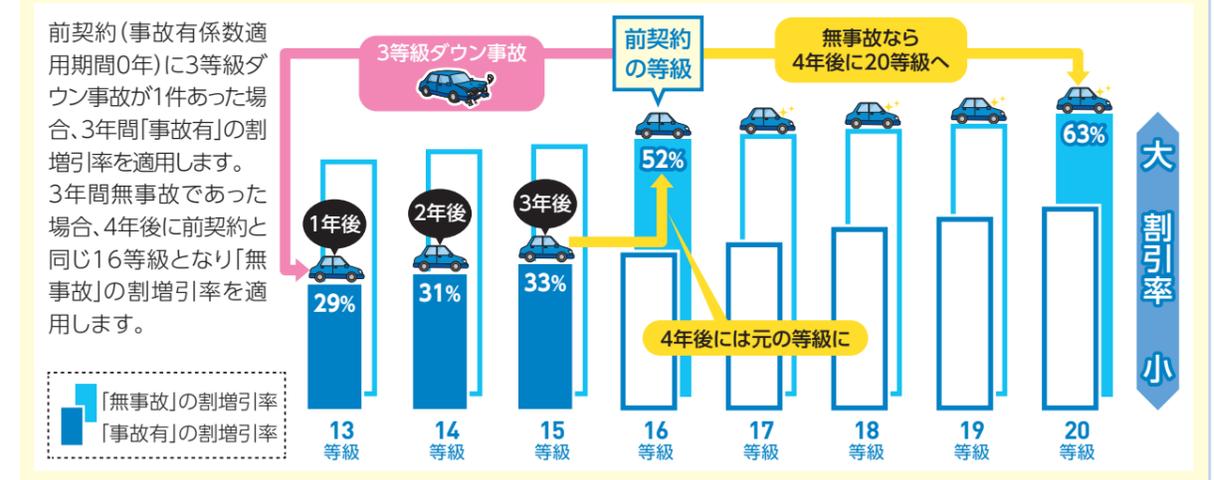
※上記【表1】は前契約の保険期間が1年の場合です。保険期間が1年を超える場合は、取扱いが異なります。詳細については代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

【表2】等級および「無事故」「事故有」区分別の割増引率表

等級	割増			割引																	
	1 ^(注1)	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20 ^(注2)	
無事故								30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	63
事故有	64	28	12	2	13	19		20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

(注1)継続契約に1等級が適用され、かつ、次のいずれも満たす場合、さらに1等級連続事故契約割増(20%割増)を適用します。
①前契約(満期を迎えるご契約)の等級が1等級であること
②前契約の保険期間中に3等級ダウン事故または1等級ダウン事故が発生していること、または前契約にこの割増を適用していること
(注2)長期優良割引が適用される場合は、さらに2%の割引を適用します(P30参照)。

3等級ダウン事故発生時のイメージ



23 事故有係数適用期間
「事故有」の割増引率を適用する期間(始期日における残り年数)をいい、0年の場合は「無事故」の割増引率を適用します。

(3) 等級別割引・割増制度における事故の取扱い

等級別割引・割増制度において、保険金をお支払いする事故があった場合には、事故内容により次の区分となります。

● 3等級ダウン事故

下記の1等級ダウン事故／等級すえおき事故およびノーカウント事故に該当しない事故をいいます。

● 1等級ダウン事故／等級すえおき事故

「車両保険^(注1)」に係る事故のみで、原因が次によるものをいいます。

火災・爆発^(注2)、ご契約のお車の盗難・騒擾^(注3)または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為、台風・竜巻・洪水または高潮、落石^(注4)または窓ガラスの破損^(注5)、いたずら^(注6)、飛来中または落下中の他物との衝突、前記の他の偶発な事故(ご契約のお車と他物との衝突もしくは接触またはご契約のお車の転覆もしくは墜落は、3等級ダウン事故として取り扱います)

1等級ダウン事故／等級すえおき事故の区分は右記のとおり取り扱います。	前契約の始期日	1等級ダウン事故／等級すえおき事故の取扱い
	平成24年10月1日以降	「1等級ダウン事故」として取り扱います。
	平成24年9月30日以前	「等級すえおき事故」として取り扱います。

- (注1) 新車特約、全損時諸費用特約、全損時諸費用倍額払特約、車両超過修理費用特約、リースカー車両費用特約、リースカー車両費用に関する修理費優先払特約に係る事故を含みます。
 (注2) 飛来中もしくは落下中の物以外の他物との衝突・接触、転覆または墜落によって発生した事故は、3等級ダウン事故として取り扱います。
 (注3) 多数の群衆もしくは多数の者の集団行為またはこれに対する公権力の行使によって、数街区以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害が発生する状態をいいます。
 (注4) ご契約のお車に、人為的に「書かれた」または「描かれた」文字、絵、線などで、損傷が鋼板まで達しない程度のもをいいます。一般的には鋼板部分のへこみを伴ういたずら傷は「落書」には該当しませんが、具体的な判定は事故ごとに行います。
 (注5) 飛来中もしくは落下中の物以外の他物との衝突・接触、転覆または墜落によって発生した事故は、3等級ダウン事故として取り扱います。なお、前契約の始期日が平成24年9月30日以前の場合には、等級すえおき事故として取り扱います。
 (注6) 「ご契約のお車の運行によるもの」および「ご契約のお車と他の自動車(原動機付自転車を含みます)との衝突または接触によるもの」は、3等級ダウン事故として取り扱います。

● ノーカウント事故

次の補償・特約に係る事故をいい、事故件数に含めません。

● 対人臨時費用特約	● 自動車事故特約	● 傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約	● 代車補償拡張特約	● ファミリーバイク
● 対歩行者等傷害特約	● 交通事故特約	● 搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約	● 地震・噴火・津波	(自損・無保険車傷害型)特約
● 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約	● 人身傷害家族臨時交通費用特約	● 弁護士費用(自動車事故型)特約	「車両全損時定額払」特約	● 弁護士費用
● 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約	● 無保険車傷害特約	● ロードサービス費用特約	● 車内外身の回り品特約	(自動車・日常生活事故型)特約
● 人身傷害保険	● 傷害一時金特約	● 犯罪被害事故特約	● 日常生活賠償特約	● 自転車賠償特約
	● 傷害一時金倍額払特約	● 入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約	● ファミリーバイク	● 弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約
	● 傷害一時金(1万円・10万円)特約		(人身傷害型)特約	● 事業用積載動産特約

また、上記の他、下記のいずれかに該当する場合も、ノーカウント事故として取り扱います。

- ・支払われる保険金が、車両保険の保険金とは別にお支払いする車両保険の費用保険金(損害防止費用、権利保全行使費用等)のみの場合(ただし、前契約の始期日が平成24年9月30日以前の場合は、車両保険事故の原因により3等級ダウン事故または等級すえおき事故として取り扱います)
- ・車両保険無過失事故特約に定める所定の条件を満たす事故の場合(ただし、前契約の始期日が平成24年10月1日以降で、新車特約または車両超過修理費用特約に該当する保険金支払いがある場合は3等級ダウン事故として取り扱います)

- 「3等級ダウン事故」と「ノーカウント事故」が同時に発生した場合は、「3等級ダウン事故」として取り扱います。
- 「3等級ダウン事故」と「1等級ダウン事故／等級すえおき事故」が同時に発生した場合は、「3等級ダウン事故」として取り扱います。
- 「1等級ダウン事故／等級すえおき事故」と「ノーカウント事故」が同時に発生した場合は、「1等級ダウン事故／等級すえおき事故」として取り扱います。
- 「ノーカウント事故」と「ノーカウント事故」が同時に発生した場合は、「ノーカウント事故」として取り扱います。

等級別割引・割増制度に関する注意事項

- 「前契約」には他の保険会社または所定の共済とのご契約を含みます。また、中断証明書を適用して新たに契約する場合も含みます。なお、「前契約」の保険期間が1年未満のご契約または1年を超えるご契約は取扱いが異なります。
 ※前契約が日ニッセイ同和損保契約の場合は、一部、取扱いが異なることがあります。
- 等級の上限は「20等級」、下限は「1等級」となります。事故有係数適用期間の上限は「6年」、下限は「0年」となります。
- 次のいずれかの場合、7～20等級を引き継ぐことはできません。
 - ・継続契約の始期日が前契約の満期日もしくは解約日の翌日から7日以内でない場合
 - ・継続契約の始期日が前契約の満期日もしくは解約日の前日から過去8日以内の場合
 - ・前契約が解除された場合
- 次のいずれかの場合、前契約の満期日または解約日の翌日から8日以後13か月以内の日、解除日または解除日の翌日から13か月以内の日を始期日とするご契約に対しては、前契約と同一の等級・事故有係数適用期間を適用します。
 - ・前契約の等級(前契約の保険期間中に事故があった場合は、事故の区分および件数に応じて、下がった等級とします)が1～5等級または6等級(F)の場合
 - ・事故有係数適用期間(前契約の保険期間中に事故があった場合は、事故の区分および件数に応じた事故有係数適用期間とします)が1～6年の場合
- 契約手続き後に次の事由が発生した場合等は、手続きしたご契約の等級・事故有係数適用期間を訂正させていただきます。訂正の内容によっては保険料を返還または請求させていただきますので、あらかじめご了承ください。
 - ・前契約に事故が発生した場合
 - ・前契約に発生した事故について、保険金の請求を放棄した場合
 - ・前契約が解除された場合
 - 等

2 型式別料率クラス制度

家用普通乗用車・家用小型乗用車・家用軽四輪乗用車においては、お車の型式ごとに決定された料率クラスにより保険料が変動します。

自動車の「型式」ごとの保険成績を基に、「対人賠償・自損傷害」、「対物賠償」、「傷害」、「車両」の各々について家用普通乗用車・家用小型乗用車では「1」から「17」までの17段階、家用軽四輪乗用車では「1」から「3」までの3段階に区分した料率クラスを保険料に適用する制度を導入しています。「型式別料率クラス」は、損害保険料率算出機構が各保険会社から集計した保険成績に基づいて決定し、原則として毎年1月1日に、現在の料率クラスが適正であるか見直しを行っています。具体的には、その型式の保険成績が「基準保険成績(損害保険料率算出機構が決定します)」よりも低い場合はクラスが下がり(保険料が安くなります)、高い場合はクラスが上がります(保険料が高くなります)。そのため、ご契約のお車の型式によっては、前契約で事故を起こしていない場合でも、次年度の保険料が上がるケースがあります。

対物賠償の事故発生状況が悪化すると…

対人・自損クラス 9	対物クラス 9	傷害クラス 9	車両クラス 9
対人・自損クラス 9	対物クラス 10	傷害クラス 9	車両クラス 9

対物クラスが上がり、対物保険料が高くなります

3 各種割引制度

一部の特約は割引の対象となりません。割引内容や適用条件等の詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

■ ASV割引

下記①～③の条件をすべて満たすご契約について、保険料が割引となります。

- ①用途車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車であること
- ②衝突被害軽減ブレーキ(AEB)が装備されていること(メーカー標準装備またはメーカーオプション装備の装置に限ります)
- ③ご契約のお車の型式が発売された年度(4月始まり)に3を加算した年の12月末以前に始期日(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日)があること

■ ECOカー割引(先進環境対策車割引)^(注1)

初度登録(検査)年月から始期日(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日)の属する年月までの期間が13か月以内の「ハイブリッド車」、「電気自動車」、「燃料電池車」または「CNG車(圧縮天然ガス自動車)」の場合、保険料が割引となります。

- ハイブリッド車とは…車検証の「備考」欄に「***式ハイブリッド自動車」または「ハイブリッド車」と記載がある自動車
- 電気自動車とは…車検証の「燃料の種類」欄に「電気」と記載がある自動車
- 燃料電池車とは…車検証の「備考」欄に燃料電池車であることと記載がある自動車
- CNG車(圧縮天然ガス自動車)とは…車検証に燃料が圧縮天然ガス(CNG)であることと記載がある自動車

■ 福祉車両割引^(注1)

車いす移動車や身体障害者輸送車などで一定の条件を満たす自動車の場合、保険料が割引となります。

※本割引の対象となるお車の条件については、代理店・扱者または当社にお問合わせください。

■ 新車割引

用途車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、初度登録(検査)年月から始期日(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日)の属する年月までの期間が49か月以内の場合、保険料が割引となります。

	対人賠償 保険	対物賠償 保険	人身傷害 保険	傷害 一時金	自損傷害 特約	車両保険
家用普通乗用車	6等級(S) ^(注2)		38%割引			37%割引
家用小型乗用車	7等級(S) ^(注2)		16%割引			19%割引
	上記以外		8%割引			11%割引
家用軽四輪乗用車	6等級(S) ^(注2)		32%割引			29%割引
	7等級(S) ^(注2)		15%割引			10%割引
	上記以外		7%割引			2%割引

■ ドーン!とおまかせ(耐損傷性・修理性割引)

車両保険5%・10%割引^(注3)

下記①～③の条件をすべて満たすご契約について、車両保険料が割引となります。

- ①用途車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車かつ新形式の自動車であること
- ②当社の衝突実験装置を用いて行われる所定の衝突実験により、耐損傷性・修理性の改善度にかかわる所定の基準を満たしていること
- ③初度登録(検査)年月から始期日(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日)の属する年月までの期間が13か月以内であること

■ 長期優良割引

2%割引

下記①～③の条件をすべて満たすご契約について、保険料が割引となります。

- ①継続契約(今回継続するご契約)の始期日の過去1年間および継続契約の等級が20等級であること
 - ②継続契約の始期日の過去1年間および継続契約に対して、「事故有」の割増率が適用されていないこと
 - ③継続契約の始期日の過去1年間、等級がダウンする事故が発生していないこと
- ※前契約の保険期間が1年を超える場合は、取扱いが異なります。

■ ワンサポ無事故割引(24時間自動車保険無事故割引)^(注4)

2～20%割引

下記①～③の条件をすべて満たすご契約について、保険料が割引となります。

- ①前契約がなく、ご契約の等級が6等級(S)または7等級(S)で「事故有」の割増率が適用されていないこと
- ②ご契約の記名被保険者とワンデーサポーター(24時間単位型自動車運転者保険)の記名被保険者が同一であること
- ③ご契約の始期日の前日から過去3年間に満期日のあるワンデーサポーターのご契約回数^{(注5)(注6)}が5回以上で、かつ、その契約に事故が発生していないこと^(注7)

ワンデーサポーター のご契約回数 ^{(注5)(注6)}	6等級(S)	7等級(S)
5～9回	8%割引	2%割引
10～19回	15%割引	4%割引
20回以上	20%割引	5%割引

■ ノンフリート多数割引

3・4・6%割引

1保険証券^(注8)で2台以上まとめてご契約いただく場合、保険料が割引となります。

※1 記名被保険者が保険契約者ご自身、保険契約者の配偶者、保険契約者またはその配偶者の同居の親族である必要があります。

※2 ノンフリート多数割引適用契約は、割増なく保険料を分割払で払い込みいただけます。

ご契約台数	ノンフリート多数割引
2台	3%割引
3～5台	4%割引
6台～	6%割引

(注1) ECOカー割引(先進環境対策車割引)と福祉車両割引の条件を共に満たす場合は、福祉車両割引を適用します。

(注2) 保険期間が1年を超えるご契約の場合、6等級(S)または7等級(S)に対する割引は初年度のみ適用されます(2年度目以降も割引が適用となる場合は、2年度目以降は6等級(S)・7等級(S)以外の割引率を適用します)。

(注3) 耐損傷性・修理性の改善度合いによって割引率を決定します。

(注4) 保険期間が1年を超えるご契約の場合、初年度のみ適用します。

(注5) ワンデーサポーターのご契約回数は、24時間単位型自動車運転者保険契約で付与された証券番号の件数をいいます。例えば、1回のお手続きで7日間のご契約を締結し、7つの証券番号が付与された場合、ご契約回数は7回となります。ただし、当社の定める個人間カーシェア事業者を保険契約者とする24時間単位型自動車運転者保険契約で保険期間が12時間の場合は0.5回とカウントします。ご契約回数を合計した結果、1未満の端数が発生した場合には、小数点以下を切り捨てます。

(注6) ご契約の記名被保険者が当社指定のカーシェアリングサービスを利用している場合、ご契約の始期日の前日から過去3年間のカーシェアリングサービス利用中(走行距離等の当社提供に関する同意後の走行に限り)の累計走行距離について、100kmを1回としてワンデーサポーターのご契約回数とみなします。

(注7) ご契約の記名被保険者が当社指定のカーシェアリングサービスを利用している場合、ご契約の始期日の前日から過去3年間、カーシェアリングサービス利用中(走行距離等の当社提供に関する同意後の走行に限り)に事故が発生していないことも割引適用の条件となります。

(注8) 保険期間が1年を超えるご契約(一時払を除きます)の場合、または「タフ・つながるクルマの保険」とまとめてご契約いただく場合は、複数の保険証券でのご契約であっても、代理店・扱者、各保険証券の始期日・満期日、保険契約者がすべて同一であるときに、ノンフリート多数割引を適用します。

1 保険料の払込方法

ご契約時の保険料は簡単・便利な「キャッシュレス」での払込みをおすすめします。

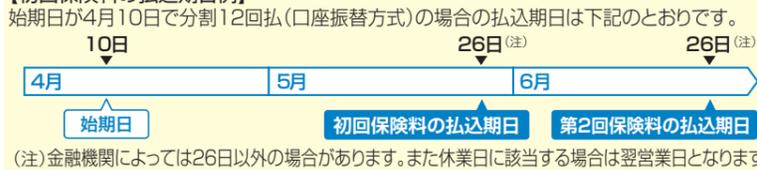
主なキャッシュレスの払込方法	概要	○ 選択できます × 選択できません	
		一時払	分割払 ^(注1)
口座振替	指定口座からの口座振替によって払い込む方法です。	○	○
クレジットカード払 (登録方式) ^(注2)	当社が取扱可能なクレジットカードによって払い込む方法です。なお、保険契約者が個人の場合、クレジットカードの名義は、保険契約者本人、保険契約者の配偶者またはその親族名義のクレジットカードに限りです。	○	○
払込票払 ^(注2)	ご契約の保険料を一時払で払い込む場合に、当社所定の払込取扱票によって保険料スマホ決済サービス ^(注3) 、コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行(郵便局)またはペイジーにて払い込む方法です。	○	×
請求書払 ^(注2)	保険契約者が法人で、ご契約の保険料を一時払で払い込む場合に、当社が発行した請求書によって払い込む方法です。	○	×

※事故の発生が初回保険料の払込前^(注4)の場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要です。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。
 (注1) 保険料が一時払に比べて5%増となります。なお、契約条件によって分割払による割増のない保険料大口分割払特約を適用できる場合があります。
 (注2) 代理店・扱者により、取り扱いできない場合があります。また、保険料の額によってはご利用いただけません場合があります。
 (注3) 保険契約者のスマートフォン・タブレットでQRコード^(注5)を読み取り、決済方法を選択して手続きを行う決済サービスです。詳細については代理店・扱者または当社までお問合わせください。
 (注4) 保険料払込方法が口座振替の場合は「初回保険料引落し前」、クレジットカード払(登録方式)の場合は「クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認前」、払込票払・請求書払の場合は「保険料の払込手続前」をいいます。
 (注5) QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

口座振替の注意事項

ご契約時の保険料を口座振替にて払い込んでいただく場合、初回保険料の払込期日の前日までにお客さまご指定の預貯金口座に保険料相当分のご入金をお願いします。
 初回保険料の払込期日に口座振替不能となり、払込期日の翌々月末日(払い込まなかったことについて保険契約者に故意および重大な過失がなかった場合に限り)を経過しても保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いできない場合があります。また、原則として、ご契約を解除しますのでご注意ください。

【初回保険料の払込期日例】



⚠️ 保険料一般分割払特約をセットしたご契約で、2か月連続で口座振替不能となった回数が増え、2回目以降となる場合には、最終回までの残りの保険料全額を一括で請求させていただきます。

初回保険料を口座振替にて払い込んでいただく場合のお手続き

- 初回保険料を口座振替にて払い込んでいただく場合は、ご契約時に「自動車保険申込書」と「ネット口座振替受付サービス」または「口座登録端末^(注)」または「口座振替申込書」にてお手続きいただき、ご契約後すみやかに(保険責任開始時まで)、あいおいニッセイ同和損保初回口座振替受付専用ダイヤル(0120-502-565)へご連絡ください。
 (注) レジペイやPal-cute等キャッシュカードを利用して口座登録する端末をいいます。
 ※1 始期日の属する月の前月までにお手続きいただける場合は、ご連絡は不要です。
 ※2 応答装置による質問にお答えいただけますので、自動車保険申込書などご契約内容のわかるものをお手元にご用意ください。
 ※3 IP電話等からおかけいただいた場合、電話会社の都合でつながらないことがあります。その場合は、申し訳ございませんが、079-598-2390(有料)におかけください。
- ご継続の保険料を払い込んでいただく際に口座振替をご利用いただく場合は、「自動車保険申込書」を始期日の属する月の前月末までにご提出いただくようお願いいたします。

2 団体扱・集団扱のご契約について

保険契約者の勤務先や所属する団体等を通じて保険料を払い込む「団体扱」や「集団扱」もあります。詳細については代理店・扱者または当社までお問合わせください。

- 団体扱・集団扱制度の特長**
- 団体扱・集団扱制度を適用しないで加入した場合と比べて、一括払なら5%割安、月払でも分割払による割増はありません。
 - 契約時に保険料を準備する必要はなく、キャッシュレスでご契約が可能です。保険料は所定の方法で後払となります。

この払込方法の場合、保険契約者・記名被保険者・車両所有者が下表に該当することが条件となります。

	団体扱	集団扱
保険契約者	団体に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方またはその団体を退職した方等	(1) 団体の所属員 (右記のいずれかの方) (2) 集団自身
記名被保険者・車両所有者 ^(注)	(1) 保険契約者 (2) 保険契約者の配偶者 (3) 保険契約者またはその配偶者の同居の親族 (4) 保険契約者またはその配偶者の別居の扶養親族	① 団体の役員・従業員 ② 団体の構成員 ③ 上記②の役員・従業員 ④ 集団を構成する集団の構成員 ⑤ 上記④の役員・従業員 (1) 保険契約者またはその構成員 (2) 保険契約者の役員・従業員 (3) 上記(1)・(2)の配偶者 (4) 上記(1)・(2)またはその配偶者の同居の親族 (5) 上記(1)・(2)またはその配偶者の別居の扶養親族

(注) 所有権留保条項付売買契約による自動車の買主および1年以上を期間とするリース契約により借り入れた自動車の借主は自動車の所有者とみなします。

⚠️ 保険期間の途中で上表の条件を満たさなくなった場合等に、「残りの保険料を一括して払い込んでいただくこと」や「ご契約を解約して新たなご契約をしていただくこと」がありますので、あらかじめご了承ください。

普通保険約款・主な特約の「保険金をお支払いする主な場合」および「保険金をお支払いできない主な場合」をご説明します。詳細は個人総合自動車保険 普通保険約款および特約をご覧ください。

保険金をお支払いする主な場合

対人賠償保険

ご契約のお車の自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、自賠責保険等で支払われるべき額を超える部分に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、事故時に発生するさまざまな費用を補償する次の費用保険金をお支払いします。
 ・損害防止費用 ・権利保全行使費用 ・示談交渉費用 等
 ※本補償における被保険者の範囲については、P34をご参照ください。

対人臨時費用特約

ご契約のお車の自動車事故により、他人を死亡させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、弔問・葬儀参列の際の弔慰金等の臨時費用の支出に備えて、被害者1名につき20万円をお支払いします。
 ※本特約における被保険者の範囲については、P34をご参照ください。

対歩行者等傷害特約

ご契約のお車の自動車事故により、歩行中や自転車(原動機付自転車を除きます)乗車中(注1)の方を死亡させたか、ケガにより入院させた場合(注2)に、対人賠償保険で補償されない相手の方の過失部分を含んだ損害について、人身傷害条項損害額基準で算出した額(注3)を保険金額を限度にお支払いします(自賠責保険等や対人賠償保険等の保険金または共済金は、人身傷害条項損害額基準により算出した損害の額から除きます)。
 (注1) 相手の方が自動車(原動機付自転車を含みます)乗車中の場合は保険金をお支払いできません。
 (注2) 相手の方が通院のみによって治療された場合または通院のみによって治療された後に後遺障害が発生した場合は、保険金をお支払いできません。
 (注3) 損害の額は、普通保険約款に定める人身傷害条項損害額基準に従い当社で算出しますので、対人賠償保険の損害賠償の額と異なる場合があります。なお、算出に際しては、すべて公的制度(健康保険・労働者災害補償制度等)を利用したものととして算出します。例えば、治療費について公的制度を利用しなかった場合であっても、公的制度を利用したものとみなします。
 ※本特約における被保険者の範囲については、P34をご参照ください。

保険金をお支払いできない主な場合

〈対人賠償保険・対人臨時費用特約共通〉

- 保険契約者、記名被保険者または被保険者の故意によって発生した損害
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
 - 台風、洪水または高潮によって発生した損害
 - ご契約のお車を競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害
 - 第三者との約定により加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - 次のいずれかの方が死傷された場合の損害
 - ① 記名被保険者
 - ② ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者
 - ③ ご契約のお車を運転中の方の父母または子。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限り。
 - ④ 被保険者の配偶者
 - ⑤ 被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限り。
 - ⑥ 被保険者の業務(家事を除きます。以下同様とします)に従事する使用人
 - ⑦ 被保険者の使用者の業務に従事する他の使用人。ただし、被保険者のご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限り(注)。
- (注) ご契約のお車の所有者が個人の場合は、運転者が記名被保険者の場合に限り、記名被保険者同僚災害特約で保険金をお支払いします。

- 対人賠償保険で保険金をお支払いできない場合
 - ご契約のお車に自賠責保険等が締結されていない場合
 - 賠償被保険者が次のいずれかの場合
 - ① 傷害被保険者の配偶者
 - ② 傷害被保険者の父母または子。ただし、傷害被保険者またはその配偶者と同居している場合に限り。
 - ③ 傷害被保険者の使用者(傷害被保険者がその使用者の業務(家事を除きます)に従事している場合に限り)
 - 傷害被保険者の配偶者が運転するご契約のお車によって傷害被保険者が死傷した場合
 - 傷害被保険者の父母または子が運転するご契約のお車によって傷害被保険者が死傷した場合。ただし、傷害被保険者またはその配偶者と同居している場合に限り。
 - 傷害被保険者が記名被保険者の場合
 - 傷害被保険者の故意または重大な過失によって発生した損害
 - 傷害被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって発生した損害
 - 傷害被保険者の闘争行為・自殺行為・犯罪行為によって発生した損害
- 等

補償内容の詳細

補償内容とサービスについて

契約条件等について

補償内容の詳細

その他(契約概要のご説明等)

タフ・見守るクルマの保険プラス

保険金をお支払いする主な場合

対物賠償保険

ご契約のお車の自動車事故により、他人の財物を損壊させたり、電車等を運行不能にさせたことについて、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

また、事故時に発生するさまざまな費用を補償する次の費用保険金をお支払いします。

・損害防止費用・権利保全行使費用・落下物取片づけ費用・示談交渉費用 等

※1 本補償における被保険者の範囲については、P34をご参照ください。

※2 保険証券・保険契約継続証に記載された保険金額が10億円を超える場合(無制限を含みます)であっても、次の①または②のいずれかの事故については、別に定める特約をセットした場合を除き、保険金のお支払額は10億円が限度となりますので、ご注意ください。

①ご契約のお車に業務(家事を除きます。以下同様とします。)として危険物(注)を積載、またはご契約のお車が業務として危険物(注)を積載した車を牽引する場合で火災・爆発・漏えい起因する対物事故

②航空機との対物事故

(注)「道路運送車両の保安基準」第1条に定める高圧ガス・火薬類・危険物、「道路運送車両の保安基準」の細目を定める告示第2条に定める可燃物、「毒物及び劇物取締法」第2条に定める毒物・劇物をいいます。(例)ガソリン、灯油、軽油、重油

対物超過修理費用特約

ご契約のお車の対物事故による相手自動車の実際の修理費が、相手自動車の時価額を上回った場合に、修理費と時価額の差額に責任割合を乗じた額を、1事故1台につき50万円を限度にお支払いします。

※1 本特約における被保険者の範囲については、P34をご参照ください。

※2 実際に相手自動車に損害が発生した日の翌日から6か月以内に修理完了することが保険金の支払条件になります。

※3 相手自動車の車両保険(共済契約を含みます)から支払われた保険金(共済金)が相手自動車の時価額を超える場合、その超過額についてはお支払いの対象となりません。

保険金をお支払いする主な場合

不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約

不正アクセス(ハッキング等)やご契約のお車の欠陥等により人身事故または物損事故が発生した場合で、被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったことが確定したときに、被害者を救済するための費用を保険金額(注1)を限度にお支払いします(注2)。

また、事故時に発生するさまざまな費用を補償する次の費用保険金をお支払いします。

・権利保全行使費用 ・調査折衝費用

(注1)この特約の保険金額は、被害者1名につき対人賠償保険と同額、1回の物損事故につき対物賠償保険と同額になります。

(注2)対人臨時費用特約、対歩行者等傷害特約、対物超過修理費用特約の保険金もお支払いの対象となります。

※本特約における被保険者の範囲については、P34をご参照ください。

保険金をお支払いできない主な場合

〈対物賠償保険・対物超過修理費用特約共通〉

●保険契約者、記名被保険者または被保険者の故意によって発生した損害

●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発生した損害

●台風、洪水または高潮によって発生した損害

●ご契約のお車を競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害

●第三者との約定により加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害

●次のいずれかの方の所有、使用または管理する財物が損壊した場合の損害

①記名被保険者

②ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者

③ご契約のお車を運転中の方の父母または子。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限り、

④被保険者またはその配偶者

⑤被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限り、

等

保険金をお支払いできない主な場合

●保険契約者または記名被保険者の故意によって発生した損害

●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発生した損害

●台風、洪水または高潮によって発生した損害

●ご契約のお車を競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害

●次のいずれかの方が死傷された場合の損害

①記名被保険者

②ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者

③ご契約のお車を運転中の方の父母または子。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限り、

④被保険者の配偶者

⑤被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限り、

⑥被保険者の業務(家事を除きます。以下同様とします)に従事する使用人

⑦被保険者の使用者の業務に従事する他の使用人。ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限り、

(注)ご契約のお車の所有者が個人の場合は、運転者が記名被保険者の場合に限り、記名被保険者同僚災害特約で保険金をお支払いします。

●次のいずれかの方の所有、使用または管理する財物が損壊した場合の損害

①記名被保険者

②ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者

③ご契約のお車を運転中の方の父母または子。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限り、

④被保険者またはその配偶者

⑤被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限り、

等

保険金をお支払いする主な場合

心神喪失等による事故の被害者救済費用特約

ご契約のお車の自動車事故により、人身事故または物損事故が発生した場合で、民法第713条(責任能力)の適用により、当社がご契約のお車の運転者に法律上の損害賠償責任がなかったと認めるときに、被害者を救済するための費用を保険金額(注1)を限度にお支払いします(注2)。

(注1)この特約の保険金額は、被害者1名につき対人賠償保険と同額、1回の物損事故につき対物賠償保険と同額になります。

(注2)対人臨時費用特約、対歩行者等傷害特約、対物超過修理費用特約の保険金もお支払いの対象となります。

※本特約における被保険者の範囲については、下表をご参照ください。

相手への賠償(対人・対物共通)

名称	被保険者(補償の対象となる方)
対人賠償保険	①記名被保険者 ②ご契約のお車を使用または管理中の次のいずれかの方 1. 記名被保険者の配偶者 2. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 3. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子
対人臨時費用特約	③記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の方 ただし、自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間を除きます。
対物賠償保険	④記名被保険者の使用者 ただし、記名被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限り、 ※被保険者①～③のいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)に限り)も被保険者となります。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、
対物超過修理費用特約	対人事故の被害者であり、次の①から③のいずれかに該当する方をいいます(この特約においては「傷害被保険者」といいます)。 ①歩行者 ②自転車により通行する方 ③上記①②以外の方で、自動車(原動機付自転車を含みます)に乗りしていない方
不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約	①次のいずれかに該当するご契約のお車の運転者 1. 記名被保険者 2. 記名被保険者の配偶者 3. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 4. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子 5. 1. から4. まで以外の方で、記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を運転中の方。ただし、自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間を除きます。 ②ご契約のお車の運転者がいない状態で人身事故または物損事故が発生した場合は、次のいずれかに該当するご契約のお車の所有者 (1)ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合:買主 (2)ご契約のお車が1年以上を期間とするリース契約により貸借されている場合:借主 (3)上記(1)および(2)以外の場合:ご契約のお車の所有者
心神喪失等による事故の被害者救済費用特約	次のいずれかに該当する方 ①人身事故により死傷した方 ②物損事故により所有する財物を損壊された方または軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になった方

保険金をお支払いできない主な場合

●保険契約者または記名被保険者の故意によって発生した損害

●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発生した損害

●台風、洪水または高潮によって発生した損害

●ご契約のお車を競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害

●被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に発生した損害

●被保険者が、無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合に、その本人に発生した損害

●被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に乗車中に、その本人に発生した損害

●被保険者の闘争行為・自殺行為・犯罪行為によって、その本人に発生した損害

●被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって、その本人に発生した損害

●次のいずれかの方が死傷された場合に、その本人に発生した損害

①記名被保険者

②ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者

③ご契約のお車を運転中の方の父母または子。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限り、

④ご契約のお車を運転中の方の業務(家事を除きます。以下同様とします)に従事する使用人

⑤ご契約のお車を運転中の方の使用人の業務に従事する他の使用人。ただし、ご契約のお車を運転中の方がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限り、

(注)ご契約のお車の所有者が個人の場合は、運転者が記名被保険者の場合に限り、記名被保険者同僚災害特約で保険金をお支払いします。

●次のいずれかの方の所有、使用または管理する財物が損壊した場合の損害

①記名被保険者

②ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者

③ご契約のお車を運転中の方の父母または子。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限り、

④財物に存在する欠陥、摩滅、腐し、さび、その他自然の消耗による損害

●故障による損害

等

相手への賠償(対物)

相手への賠償(対人・対物共通)

保険金をお支払いする主な場合

人身傷害保険

自動車事故により、被保険者が死傷した場合に、保険金額を限度に普通保険約款に定める人身傷害条項損害額基準および支払保険金の計算方法に基づいて保険金をお支払いします。なお、労働者災害補償制度から給付がある場合は、その給付額を差し引いてお支払いします。また、事故時に発生するさまざまな費用を補償する次の費用保険金をお支払いします。 ・損害防止費用 ・権利保全行使費用

被保険者(補償の対象となる方)
①ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に乗車中の方 ②上記①以外の方で、ご契約のお車の所有者(自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める所有者をいいます) ③上記①および②以外の方で、ご契約のお車の運転者(自動車損害賠償保障法第2条第4項に定める運転者をいいます) ※1 上記②および③の被保険者については、ご契約のお車の運行に起因する事故により身体に傷害を被り、かつ、それによって自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限り、被保険者に含まります。 ※2 次の方は補償対象外となります。 ・極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に乗車中の方 ・業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者

- ※1 賠償義務者から損害賠償金が支払われた後に、保険金請求権者が保険金を請求した場合、賠償義務者との間で判決または裁判上の和解において損害の額が確定し、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、当社はその基準により算出された額を損害の額とみなして、保険金をお支払いします。ただし、これにより算出される額は、普通保険約款に定める人身傷害条項損害額基準に基づき算定された損害の額を限度とします。
- ※2 賠償責任が十分でない無保険車との事故により、被保険者が死亡または後遺障害を被った場合、一律2億円(人身傷害保険の保険金額が無制限の場合は、無制限)を限度に補償します。

【保険金のお支払方法】

1回の人身傷害事故について、被保険者1名につき、次の算式によって算出される額をお支払いします。

①【先行全額払】お客さまの損害の額を、賠償義務者からの賠償に先行して保険金をお支払いする場合および賠償義務者のいない単独事故の場合

$$\text{人身傷害条項損害額基準により算定された額} + \text{損害防止費用・権利保全行使費用} - \text{自賠責保険・労働者災害補償制度・賠償義務者の対人賠償保険等の支払額の合計額}$$

②【先行過失払】賠償義務者からの賠償に先行して、人身傷害保険における損害の額にお客さまの責任割合を乗じた額を保険金としてお支払いする場合(注)

$$\text{人身傷害条項損害額基準により算定された額} \times \text{お客さまの責任割合} + \text{損害防止費用・権利保全行使費用} - \text{労働者災害補償制度等の支払額の合計額}$$

(注)自賠責保険等から支払われる額が(人身傷害条項損害額基準により算定された額)×(賠償義務者の責任割合)により算出された額より大きい場合は、その差額分を差し引いて保険金をお支払いします。

③【後払】お客さまと賠償義務者との示談等の後に保険金をお支払いする場合
上記①または②の算式によって算出される額のいずれか高い方の額をお支払いします。

※人身傷害保険がセットされない場合は、自損傷害特約および無保険車傷害特約をご希望によりセット可能です。
[自損傷害特約]死亡保険金:1,500万円(後遺障害保険金とあわせて1,500万円限度)、後遺障害保険金:①重度後遺障害を被り介護が必要な場合で後遺障害等級が第1級の場合2,000万円、後遺障害等級が第2級の場合1,500万円、②上記①以外の場合は後遺障害の程度により1,500万円~50万円、介護費用保険金:200万円、医療保険金:治療日数が4日以内の場合は5,000円、5日以上の場合は傷害の部位・症状に応じて50万円~5万円をお支払いします。
[無保険車傷害特約]賠償責任が十分でない無保険車との事故により、死亡または後遺障害を被った場合に、一律2億円を限度に保険金をお支払いします。

自動車事故特約

人身傷害対象事故の範囲を拡大し、特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中の自動車事故または歩行中・自転車乗車中などの自動車事故により、被保険者が死傷した場合も、人身傷害保険金をお支払いします(注)。

被保険者(補償の対象となる方)
①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないこと)の子 ⑤上記①から④まで以外の方で、①から④のいずれかに該当する方が自ら運転者として運転中(駐車または停車中を除きます)の特約の条件を満たす他人の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に乗車中の方。ただし、①から④の方の使用者の業務(家事を除きます)のために運転中、その使用者の所有自動車に乗車中の方を除きます。 ※次の方は補償対象外となります。 ・極めて異常かつ危険な方法で自動車または交通乗用具に乗車中の方 ・業務として自動車を受託している自動車取扱業者

(注)入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約、人身傷害家族臨時交通費用特約、傷害一時金特約、傷害一時金倍額払特約、傷害一時金(1万円・10万円)特約、傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約がセットされた場合は、これらの特約もお支払いの対象となります。

※P16の **複数のご契約があるお客さまへ** もご確認ください。

交通事故特約

自動車事故特約の補償に加え、自転車で乗車中や駅構内の階段で転んでケガをした場合等の自動車事故以外の交通事故で、被保険者が死傷した場合も、人身傷害保険金をお支払いします(注)。ただし、自動車事故以外の交通事故の傷害による損害については、人身傷害条項損害額基準のうち、積極損害(治療関係費等)のみ支払対象となり、「休業損害」「精神的損害」は支払対象外となります。

被保険者(補償の対象となる方)
①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないこと)の子 ⑤上記①から④まで以外の方で、①から④のいずれかに該当する方が自ら運転者として運転中(駐車または停車中を除きます)の特約の条件を満たす他人の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に乗車中の方。ただし、①から④の方の使用者の業務(家事を除きます)のために運転中、その使用者の所有自動車に乗車中の方を除きます。 ※次の方は補償対象外となります。 ・極めて異常かつ危険な方法で自動車または交通乗用具に乗車中の方 ・業務として自動車を受託している自動車取扱業者

(注)入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約、人身傷害家族臨時交通費用特約、傷害一時金特約、傷害一時金倍額払特約、傷害一時金(1万円・10万円)特約、傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約がセットされた場合は、これらの特約もお支払いの対象となります。

※P16の **複数のご契約があるお客さまへ** もご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合

〈人身傷害保険・自動車事故特約・交通事故特約共通〉

●被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に発生した損害

●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発生した損害

●ご契約のお車(注1)を競走もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害

●被保険者が、無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合に、その本人に発生した損害

●被保険者が、ご契約のお車(注2)の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車(注2)に乗車中に、その本人に発生した損害

●被保険者の闘争行為・自殺行為・犯罪行為によって、その本人に発生した損害

●被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって、その本人に発生した損害

(注1)自動車事故特約の場合は、「ご契約のお車」を「自動車」に、交通事故特約の場合は、「ご契約のお車」を「自動車または交通乗用具」に読み替えます。

(注2)自動車事故特約および交通事故特約の場合は、「ご契約のお車」を「自動車または交通乗用具」に読み替えます。

等

〈自動車事故特約・交通事故特約共通〉

●ご契約のお車以外の自動車に乗車中で次のいずれかに該当する場合

①記名被保険者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族の方が所有または常時使用する自動車に乗車中の場合

②記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子が所有または常時使用する自動車を自ら運転者として運転中の場合

③被保険者の使用者の業務のために、使用者の所有自動車に乗車中の場合

等

保険金をお支払いする主な場合

入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約

人身傷害対象事故に伴う、次の費用保険金をお支払いします。

①入院時人身傷害諸費用保険金

費用の種類	支払内容	支払限度額(被保険者1名につき合計して200万円)
①ホームヘルパー雇入費用	家事に従事する方が入院した場合や入院した被保険者の看護で家事に従事できなくなった場合のホームヘルパーの雇入費用	1日あたり2万円
②介護ヘルパー雇入費用	介護をする方が入院した場合や入院した被保険者の看護で介護に従事できなくなった場合の介護ヘルパーの雇入費用	1日あたり2万円
③ベビーシッター雇入費用	育児をする方が入院した場合や入院した被保険者の看護で育児に従事できなくなった場合のお子さまを保育施設等に預ける費用	ベビーシッター雇入費用と保育施設預入れ費用を合計して1日あたり2万円
④保育施設預入れ費用	育児をする方が入院した場合や入院した被保険者の看護で育児に従事できなくなった場合のベビーシッターの雇入費用	ベビーシッター雇入費用と保育施設預入れ費用を合計して1日あたり2万円
⑤ペットシッター雇入費用	飼養に従事する方が入院した場合や入院した被保険者の看護で飼養に従事できなくなった場合のペットシッターの雇入費用	ペットシッター雇入費用とペット専用施設預入れ費用を合計して1日あたり2万円
⑥ペット専用施設預入れ費用	飼養に従事する方が入院した場合や入院した被保険者の看護で飼養に従事できなくなった場合のペット専用施設等への預入費用	ペットシッター雇入費用とペット専用施設預入れ費用を合計して1日あたり2万円
⑦差額ベッド費用	被保険者が入院した場合の特定病室等の使用費用	1日あたり2万円
⑧転院移送費用	被保険者が入院した場合の親族による看護等の必要から、医師の同意を得て、日本国内の他の病院に転院し入院を継続する場合に、転院にかかる費用	転院1回分、かつ100万円

※ペットは、犬または猫に限ります。

【人身傷害入院時頼れるサポート】本特約の支払対象事故により被保険者が入院し、家事・介護・育児の代行が必要が発生した場合に、ご希望によりホームヘルパー・介護ヘルパー・ベビーシッターを派遣する業者をご紹介します。

※一部離島や年末年始等、地域や時期によっては、ご紹介できない場合があります。

②後遺障害時人身傷害諸費用保険金

被保険者(注)が特約に定める後遺障害を被った場合に、次の保険金をお支払いします。

保険金の種類	支払内容	支払保険金の額
リハビリテーション訓練等保険金	日常生活または社会生活を営むために必要な訓練、職業訓練等の費用	支払対象期間中の訓練期間1か月につき、定額で5万円
福祉機器等取得費用保険金	被保険者の後遺障害による支障を補完または軽減するために必要かつ有益な福祉機器等の取得に要する費用	支払対象期間中に負担した福祉機器等の取得費用の実額(1事故、被保険者1名につき500万円限度)

【自立支援サービス】被保険者が後遺障害(7級以上)を被った場合に、ご希望により社会福祉士(ソーシャルワーカー)をご紹介します。自立を支援するための各種情報提供やアドバイスをさせていただきます。

(注)本特約における被保険者の範囲は人身傷害保険と同じです。人身傷害保険に自動車事故特約または交通事故特約がセットされている場合は、人身傷害保険およびその特約の被保険者と同じです。ただし、胎児は対象となりません。

傷害一時金特約

人身傷害対象事故により、被保険者(注1)が傷害を被った場合に、治療日数(注2)や傷害の部位・症状に応じて、次の一時金をお支払いします。

●治療日数が4日以内の場合…1万円 ●治療日数が5日以上の場合…下表のとおり
なお、同一事故により被った傷害が下表の複数の項目にあたる場合は、それぞれの項目により支払われるべき金額のうち、最も高い金額をお支払いします。

被保険者が被った傷害	支払保険金の額
①打撲、挫傷、擦過傷、捻挫等下記②~④以外のもの	10万円
②骨折・脱臼、神経損傷(脳・眼・頸髄・脊髄以外の部位)、上肢・下肢の腱・筋・靭帯の断裂	30万円
③上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	50万円
④脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	100万円

(注1)本特約における被保険者の範囲は人身傷害保険と同じです。人身傷害保険に自動車事故特約または交通事故特約がセットされている場合は、人身傷害保険およびその特約の被保険者と同じです。ただし、胎児は対象となりません。(注2)医師の治療のために病院もしくは診療所に入院・通院した実治療日数をいいます。
※1 支払保険金の額が「2倍」となる傷害一時金倍額払特約もあります。 ※2 治療日数が5日以上の場合の支払保険金の額が一律10万円となる傷害一時金(1万円・10万円)特約もあります。また、支払保険金の額が「2倍」となる傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約もあります。 ※3 傷害一時金倍額払特約、傷害一時金(1万円・10万円)特約、傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約の保険金をお支払いできない主な場合は傷害一時金特約と同じです。

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約

ご契約のお車の自動車事故により、被保険者(注)が死亡または後遺障害を被った場合に、保険金をお支払いします。(注)被保険者は、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に乗車中の方をいいます。ただし、極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に乗車中の方および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者は含まれません。

犯罪被害事故特約

日常生活において犯罪行為(第三者による人の生命・身体を害する意図をもって行われた行為)を受け、被保険者(注1)が死傷した場合に、人身傷害保険金をお支払いします(注2)。

【例1】ストーカー強盗に押し入られて、刃物で刺された。 【例2】公道で刃物を振り回した男に切りつけられて大ケガをした。(注1)次のいずれかに該当する方をいいます。 ①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないこと)の子 (注2)傷害一時金特約、傷害一時金倍額払特約、傷害一時金(1万円・10万円)特約、傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約がセットされた場合は、これらの特約もお支払いの対象となります。
※1 被害にあった場合には、警察署への事故の届出が必要となります。 ※2 「ケンカ」などの闘争行為による被害は対象となりません。
※3 P16の **複数のご契約があるお客さまへ** もご確認ください。

人身傷害家族臨時交通費用特約

人身傷害対象事故により、被保険者(注1)が死亡または入院した場合に、葬儀参列または看護等のために、遠隔地家族(注2)がその居住地から現地へ赴くために利用する鉄道、船舶、航空機等の費用から遠隔地家族(注2)1名に対して免責金額1万円を控除した額(1回の事故につき遠隔地家族(注2)1名に対し10万円(2名分限度))をお支払いします。

(注1)本特約における被保険者の範囲は人身傷害保険と同じです。人身傷害保険に自動車事故特約または交通事故特約がセットされている場合は、人身傷害保険およびその特約の被保険者と同じです。ただし、胎児は対象となりません。(注2)遠隔地家族とは、被保険者の配偶者・子・父母をいいます。
※「タフ・見守るクルマの保険プラス」をご契約いただいた場合に自動的にセットされます。

保険金をお支払いできない主な場合

●P35の **保険金をお支払いできない主な場合** の〈人身傷害保険・自動車事故特約・交通事故特約共通〉

に該当する場合。ただし、傷害一時金特約と搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約については、「損害」を「傷害」と読み替えます。

〈入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約、人身傷害家族臨時交通費用特約共通〉

●自動車事故特約または交通事故特約がセットされている場合は、これらの特約で保険金をお支払いできない場合

〈傷害一時金特約のみ〉

●自動車事故特約、交通事故特約または犯罪被害事故特約がセットされている場合は、これらの特約で保険金をお支払いできない場合

〈犯罪被害事故特約のみ〉

●次の事由によって発生した傷害による損害

①被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置

②被保険者に対する刑の執行

●被保険者または保険金を受け取るべき方が次の行為を行った場合

①犯罪被害事故または犯罪被害事故の原因となった事故を指示、共謀、囁託、教唆または補助する行為

②犯罪被害事故を容認する行為

③過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等犯罪被害事故を誘発する行為

④犯罪被害事故に関する著しく不正な行為

●次のいずれかの方がその犯罪行為を発生させた場合

①被保険者の配偶者

②被保険者の直系血族

③被保険者の3親等内の親族

④被保険者の同居の親族等

補償内容とサービスについて

契約条件等について

補償内容の詳細

その他(契約概要のご説明等)

タフ・見守るクルマの保険プラス

補償内容の詳細

保険金をお支払いする主な場合

車両保険

ご契約のお車が衝突、接触等の事故によって損害を被った場合に、車両保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、事故時に発生するさまざまな費用を補償する次の費用保険金をお支払いします。
・損害防止費用 ・権利保全行使費用 等
※本補償の被保険者は、ご契約のお車の所有者となります。

全損時諸費用特約

ご契約のお車が車両事故により全損となった場合や、ご契約のお車が盗難された場合で、車両保険の保険金が支払われるときに、車両保険金額の10%(下限10万円、上限20万円)(注)をお支払いします。
(注)新車特約をセットしており、お車を買替えたことにより新車保険金額を限度に車両保険金が支払われる場合は、新車保険金額の10%(下限10万円、上限20万円)をお支払いします。
※1 本特約の被保険者は、車両保険と同じです。
※2 支払保険金の額が「2倍」となる全損時諸費用倍額払特約もあります。全損時諸費用倍額払特約の保険金をお支払いできない主な場合は、全損時諸費用特約と同じです。

新車特約

車両事故(注)により、ご契約のお車に次の①または②の損害が発生した場合で、かつ、事故の日の翌日から90日以内にお車を買替えられた場合に、代替自動車の購入費用(新車保険金額を限度)をお支払いします。また、お車を修理する場合には、事故の日の翌日から90日以内に修理が完了したときは、その修理費について新車保険金額を限度にお支払いします。

- ①お車が修理できない場合、または修理費の額が「協定保険価額(車両保険金額)」以上となる場合
- ②修理費が新車保険価額の50%(内外装・外板部品のみ)の損傷の場合を除きます)以上となる場合

(注)盗難事故については本特約のお支払いの対象となりません。ただし、盗難後ご契約のお車が発見された場合で、発見されるまでの間にご契約のお車に損害が発生したときは、本特約のお支払いの対象になります。※本特約の被保険者は、車両保険と同じです。

車両超過修理費用特約

次の①および②の条件に該当する車両事故の場合に、車両保険金額に30万円を加えた金額を限度に実際の修理費を車両保険金としてお支払いします。

- ①ご契約のお車に車両保険金額を上回る修理費が発生した場合
- ②事故の日の翌日から6か月以内に、ご契約のお車を実際に修理完了した場合

※1 本特約の被保険者は、車両保険と同じです。
※2 本特約の適用により車両保険金額を上回る車両保険金が支払われる場合、全損時諸費用特約の全損時諸費用保険金はお支払いしません。

『ハートフルリサイクル』(リサイクル部品使用特約)

車両事故に伴い、ご契約のお車の修理にあたって部分品の交換の必要が発生した場合に、リサイクル部品の使用を前提とした修理費に基づいて車両保険金をお支払いします。

地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約

ご契約のお車が地震・噴火・津波により、「全損」(特約で定める基準によります)となった場合に、定額で50万円(車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額とします)を地震等保険金としてお支払いします。

※1 本特約の被保険者は記名被保険者となります。
※2 保険金をお支払いした場合であっても、当社はご契約のお車の所有権を取得せず、廃車や撤去等に要する費用を負担しません。

保険金をお支払いできない主な場合

〈車両保険・全損時諸費用特約・新車特約・車両超過修理費用特約・『ハートフルリサイクル』共通〉

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
- 国または公共団体の公権力行使によって発生した損害
- 詐欺または横領によって発生した損害
- ご契約のお車を競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害
- ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しよ、及び、その他自然の消耗による損害
- 故障による損害(バッテリー上がりを含みます)
- タイヤ(チューブを含みます)のみの損害(火災・盗難による損害を除きます)
- 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に発生した損害
- 無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合に発生した損害

等

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した損害
- 国または公共団体の公権力行使によって発生した損害
- 詐欺または横領によって発生した損害

等

保険金をお支払いする主な場合

ロードサービス費用特約

ご契約のお車が自動車事故、故障等により自力走行不能となり修理工場等にレッカー牽引・搬送された場合や、ご契約のお車が盗難された場合等に、下表の費用等を補償します。

保険金等の種類	支払内容	
運搬費用保険金	自力走行不能となった現場から修理工場等までレッカー牽引・搬送するためまたは落輪等の路面への引き戻し作業等のために実際に負担した費用(1回の事故等につき、30万円(車両保険をセットする場合は、車両保険金額の10%または30万円のいずれか高い金額)限度) ※この特約と車両保険に定める運搬費用のいずれもお支払いできる場合は、この特約からお支払いし、車両保険に定める運搬費用はお支払いできません。	
修理後搬送費用保険金	ご契約のお車の修理完了後、ご自宅やご契約のお車の保管場所等に搬送するために実際に負担した費用(修理後搬送費用保険金と修理後引取費用保険金を合計して1回の事故等につき15万円限度) ※修理工場が修理の一環としてサービスで行っている納車(いわゆる「納車サービス」)は対象となりません。	
修理後引取費用保険金	ご契約のお車の修理完了後、ご契約のお車を引き取るために実際に負担した交通費から免責金額1,000円を差し引いた金額(修理後搬送費用保険金と修理後引取費用保険金を合計して1回の事故等につき15万円限度) ※次の費用は含まれません。 ①ハイヤー、グリーン車またはビジネスクラスもしくはファーストクラス等の利用により、通常の交通費を超過した場合は、その超過した金額 ②謝礼 ③タクシー、バス等以外の自動車を利用した場合の燃料代(電気自動車である場合の電気代を含みます)または有料道路料金	
臨時宿泊費用保険金	ホテル等に臨時に宿泊するために実際に負担した1泊分の費用(1回の事故等、1名につき15,000円限度) ※飲食等に要した費用を含みません。	
臨時帰宅・移動費用保険金	ご自宅またはご契約のお車の出発地へ移動するために実際に負担した交通費から免責金額1,000円を差し引いた金額(1回の事故等、1名につき20,000円限度) ※次の費用は含まれません。 ①ハイヤー、グリーン車またはビジネスクラスもしくはファーストクラス等の利用により、通常の交通費を超過した場合は、その超過した金額 ②謝礼 ③タクシー、バス等以外の自動車を利用した場合の燃料代(電気自動車である場合の電気代を含みます)または有料道路料金	
代車の補償(注1)(注2)	代車のご提供(「代車提供型」の場合)	ご契約のお車が修理等のために代車を借りる必要が発生した場合に、その期間中の代車(排気量が1,300cc以下の家用小型乗用車のレンタカー(注3))を30日(故障等の場合は15日)を限度にご提供
	レンタカー費用保険金(「レンタカー費用型」の場合)	ご契約のお車が修理等で使用できなくなった場合に発生するレンタカー費用について、実際に負担した「1日あたりのレンタカー費用(7,000円限度(注4))」にレンタカー使用日数(30日(故障等の場合は15日)を限度とします)を乗じた額

- (注1)ご契約に際しては、「代車提供型」または「レンタカー費用型」のいずれかを選択いただけます。代車補償対象外特約をセットした場合、代車の補償は対象となりません。
- (注2)自然災害の影響により発生したレンタカーの不足等の事情により、代車の補償が困難であると当社が認めた場合で、他の交通手段の利用を必要とするときは、その交通手段を利用するために必要な費用をお支払いします。
- (注3)代車補償拡張特約をセットした場合は、代車補償拡張特約で設定した代車クラスに応じたレンタカーをご提供します。
- (注4)代車補償拡張特約をセットした場合は、代車補償拡張特約で設定した保険金日額を限度にお支払いします。

※保険金をお支払いする際には、各費用を負担したときの領収書等が必要となる場合があります。

被保険者(補償の対象となる方)	
運搬費用保険金	次のいずれかに該当する方 1.記名被保険者 2.ご契約のお車の所有者 3.ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に乗車中の方
修理後搬送費用保険金	同上
修理後引取費用保険金	同上
臨時宿泊費用保険金	ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に乗車中の方
臨時帰宅・移動費用保険金	同上
代車の補償	(1)ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合:買主 (2)ご契約のお車が1年以上を期間とするリース契約により賃借されている場合:借主 (3)上記(1)および(2)以外の場合:ご契約のお車の所有者

※次の方は補償対象外となります。
・極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に乗車中の方
・業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者
・ご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないで、ご契約のお車に乗車していた方および乗車していたとみなされる方

お車の補償

クルマのトラブルサポート

補償内容とサービスについて

契約条件等について

補償内容の詳細

その他(契約概要のご説明等)

タフ・見守るクルマの保険プラン

補償内容の詳細

ロードサービス費用特約にはロードアシスタンスサービスがセットされます。

レッカー現場急行サポート

24時間365日

ご契約のお車が事故または故障・トラブルにより自力走行不能となった場合に、出動業者を手配し、現場から修理工場等までのレッカー牽引・搬送や、落輪等の際の路面への引き戻し作業等を行います。なお、これらにかかる費用はロードサービス費用特約で保険金額を限度に補償します。ただし、「キーの紛失」「燃料切れ(電欠等を除きます)」等でレッカー牽引・搬送した場合の費用は、ロードサービス費用特約ではなく、レッカー現場急行サポートで補償します。

※スタック(雪道、泥道、砂利道または凍結道等でタイヤが単にスリップまたは空転し走行できない状態)時の引き出しは対象となりません。

【初期対応コンシェルジュサービス】

レッカー現場急行サポートをご利用いただいた場合に、ご希望により、以下のサービスを提供します。

- 移動・宿泊安心サポート(現場最寄りの公共交通機関、タクシー会社、宿泊施設のご案内)
- 夜間休日医療機関情報のご提供 ● 修理工場のご紹介 ● ご家族への伝言

※地域等によっては、ご案内できない場合があります。

クイック修理サービス

24時間365日

ご契約のお車が以下の故障・トラブル等により自力走行不能となった場合に、現場で30分以内の応急作業を無料で行います。

- バッテリー上がり(ジャンピング等) ● タイヤのパンク(スペアタイヤ交換)
- ガス欠(注) ● キーの閉じ込み、盗難または紛失(ドアの開錠)
- その他(現場での30分以内の応急作業)

(注) 外出先でガス欠になった場合、ガソリンまたは軽油を最大10リットルまで無料でお届けします。

※1 バッテリー上がり・ガス欠の場合のサービスのご提供は、保険期間(ご契約期間)中それぞれ1回(保険期間が1年を超える場合は始期日から1年ごとに、明細付契約の場合は各明細1台ごとに1回)のみ無料となります。ただし、ノンフリート多数割引(P30参照)適用契約は回数の制限がありません。

※2 パンクしたタイヤの修理はサービスの対象となりません。

※3 自宅駐車場または同等と判断できる場所でのガス欠の場合、燃料代は有料となります。

※4 セキュリティ装置付き車両等の開錠は対象となりません。

上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券・保険契約継続証と共にお送りする「自動車保険サービスガイド」でご確認ください(Web約款を選択いただいた場合には、当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」にログインのうえ、ご確認をお願いします)。

ロードアシスタンスサービス

24時間365日 **0120-024-024** **無料**

*おかけ間違いにご注意ください。 *音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。



ロードアシスタンスサービスのご利用の際は、あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター(0120-024-024)に必ず事前にご連絡ください。お客さまご自身で修理業者を手配された場合は、クイック修理サービスの対象となりません。なお、お客さまご自身で手配されたレッカー牽引・搬送等の費用は、ロードサービス費用特約の対象となる場合がありますので、ご契約の代理店・扱または当社へご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合

代車補償拡張特約

ロードサービス費用特約で「代車提供型」をご選択の場合

自動車事故によりご契約のお車の修理等のために代車を借りる必要が発生した場合に、その期間中の代車(ご契約の代車クラス(注1)に応じたレンタカー)を30日を限度にご提供します。

※ロードサービス費用特約により代車を ご提供する場合は、本特約から代車を ご提供しません。

(注1)ご契約の代車クラスに応じてご提供するレンタカーの規格は以下のとおりです。

代車クラス	ご提供するレンタカーの規格
J1	排気量が1,000~1,300c.c.クラスの乗用車
J2	排気量が1,300~1,500c.c.クラスの乗用車
J3	排気量が1,500~1,800c.c.クラスの乗用車
J4	排気量が2,000~2,500c.c.クラスの乗用車
H1	排気量が1,300~1,500c.c.クラスの乗用車(ハイブリッド車(注2))
H2	排気量が1,500~1,800c.c.クラスの乗用車(ハイブリッド車(注2))
W1	排気量が1,500~2,000c.c.クラスのワゴンタイプの乗用車
W2	排気量が2,000~2,700c.c.クラスのワゴンタイプの乗用車
K1	軽四輪乗用車
K2	軽四輪貨物車
V1	排気量が1,500~1,600c.c.クラスのバンタイプの貨物車
V2	排気量が2,000c.c.クラスのバンタイプの貨物車
T1	最大積載量が0.5~1.0トンのトラックタイプの貨物車
T2	最大積載量が2トンのトラックタイプの貨物車

(注2)ハイブリッド車を手配できないときは、ガソリン車をご提供させていただく場合があります。

ロードサービス費用特約で「レンタカー費用型」をご選択の場合

自動車事故によりご契約のお車が修理等で使用できなくなった場合に発生するレンタカー費用について、被保険者が実際に負担した「1日あたりのレンタカー費用(保険証券・保険契約継続証に記載された保険金日額を限度とします)」にレンタカー使用日数(30日を限度とします)を乗じた額をお支払いします。

※ロードサービス費用特約によりレンタカー費用保険金をお支払いする場合は、本特約からレンタカー費用保険金をお支払いしません。

※自然災害の影響により発生したレンタカーの不足等の事情により、代車の補償が困難であると当社が認めた場合で、他の交通手段の利用を必要とするときは、その交通手段を利用するために必要な費用をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
- ご契約のお車を競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害
- 無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合に発生した損害

等

保険金をお支払いする主な場合



他車運転特約

記名被保険者またはそのご家族(注1)の方が、用途車種が自家用8車種である他人の自動車(注2)を臨時に借用して運転しているとき(駐車または停車中を除きます)に起こした事故について、他人の自動車(注2)をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の契約条件に従い、保険金(対人賠償(注3)(注4)・対物賠償(注3)(注5)・人身傷害(注6)・自損傷害・無保険車傷害・車両(注7)) (注8)をお支払いします(注9)。

(注1)ご家族とは、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます。以下同様とします)の子をいいます。

(注2)他人の自動車とは、ご契約のお車以外の自動車であって、次の①②③の条件をすべて満たしている自動車をいいます。

①記名被保険者、その配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族が所有(所有権留保条項付売買契約による購入および1年以上を期間とする賃借契約による借入れを含みます。以下同様とします)または常時使用する自動車でないこと

②記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が所有または常時使用する自動車を自ら運転者として運転中の場合は、その自動車でないこと

(注3)記名被保険者またはそのご家族(注1)の方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)に限り)も補償の対象となります。ただし、その責任無能力者に関する対人事故および対物事故に限り。

(注4)対人臨時費用特約、対歩行者等傷害特約の保険金もお支払いの対象となります。

(注5)対物超過修理費用特約の保険金もお支払いの対象となります。

(注6)入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約、人身傷害家族臨時交通費用特約、傷害一時金特約、傷害一時金倍額払特約、傷害一時金(1万円・10万円)特約、傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約がセットされた場合は、これらのセットされた特約の保険金もお支払いの対象となります。

(注7)全損時諸費用特約、全損時諸費用倍額払特約がセットされた場合は、これらのセットされた特約の保険金もお支払いの対象となります。また、保険証券・保険契約継続証に記載された金額にかかわらず、損害が発生した時および場所における他人の自動車の価額(他人の自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます)を車両保険金額とし、保険証券・保険契約継続証に記載された車両保険の免責金額を適用します。

(注8)不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の保険金もお支払いの対象となります。

(注9)運転者限定・運転者年齢条件を設定した場合は、限定した運転者の範囲と異なる方や運転者年齢条件を満たさない方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできません。

臨時代替自動車特約

ご契約のお車が整備・修理・点検等のために整備工場等の管理下において使用できない間に、記名被保険者が臨時に借用した自動車(注1)を使用しているときの事故について、臨時に借用した自動車(注1)をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の契約条件に従い、保険金(対人賠償(注2)(注3)・対物賠償(注2)(注4)・人身傷害(注5)・自損傷害・無保険車傷害・車両(注6)(注7)をお支払いします(注8)。

(注1)記名被保険者、その配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます。以下同様とします)の子およびこれらの方の役員・使用人が所有(所有権留保条項付売買契約による購入および1年以上を期間とする賃借契約による借入れを含みます)する自動車を除きます。

(注2)記名被保険者、その配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子およびこれらの方の役員・使用人が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)に限り)も補償の対象となります。ただし、その責任無能力者に関する対人事故および対物事故に限り。

(注3)対人臨時費用特約、対歩行者等傷害特約の保険金もお支払いの対象となります。

(注4)対物超過修理費用特約の保険金もお支払いの対象となります。

(注5)入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約、人身傷害家族臨時交通費用特約、傷害一時金特約、傷害一時金倍額払特約、傷害一時金(1万円・10万円)特約、傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約がセットされた場合は、これらのセットされた特約の保険金もお支払いの対象となります。

(注6)全損時諸費用特約、全損時諸費用倍額払特約がセットされた場合は、これらのセットされた特約の保険金もお支払いの対象となります。また、保険証券・保険契約継続証に記載された金額にかかわらず、損害が発生した時および場所における臨時に借用した自動車の価額(臨時に借用した自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます)を車両保険金額とし、保険証券・保険契約継続証に記載された車両保険の免責金額を適用します。

(注7)不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の保険金もお支払いの対象となります。

(注8)運転者限定・運転者年齢条件を設定した場合は、限定した運転者の範囲と異なる方や運転者年齢条件を満たさない方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできません。

保険金をお支払いできない主な場合

- 各補償項目で保険金をお支払いできない場合
- 次のいずれかに該当するときに発生した事故により、被保険者が被った損害または傷害
 - ① 運転者の使用者の業務(家事を除きます)のために、その使用者の所有する自動車を運転している場合
 - ② 運転者が役員となっている法人の所有する自動車を運転している場合
 - ③ 運転者が、他人の自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないでその自動車を運転している場合

等

補償内容とサービスについて

契約条件等について

補償内容の詳細

その他(契約概要のご説明等)

タブ・見守るクルマの保険プラン

補償内容の詳細

保険金をお支払いする主な場合

弁護士費用(自動車事故型)特約

被保険者が自動車事故によって身体や財物に被害を被り、相手の方に損害賠償請求を行う場合、または自動車事故によって被保険者に法律上の賠償責任がないにもかかわらず、損害賠償請求された場合における次の費用について、保険金をお支払いします。
●弁護士・損害賠償請求等費用(300万円限度(注)) ●法律相談費用(10万円限度)

被保険者(補償の対象となる方)
①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子 ⑤上記①から④以外の方で、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に乗車中の方 ⑥上記①から⑤以外の方で、①から④の方が自ら運転者として運転中(駐車または停車中を除きます)のご契約のお車以外の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に乗車中の方 ⑦上記①から⑥以外の方で、ご契約のお車の所有者。ただし、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因する自動車事故の場合に限ります。 ※次の方は補償対象外となります。 ・極めて異常かつ危険な方法で自動車または交通乗用具に乗車中の方 ・業務として自動車を受託している自動車取扱業者

(注) 弁護士・損害賠償請求等費用の実費が300万円以内の場合であっても、特約に定める各費用(着手金・報酬金等)の支払限度額を超える金額については、自己負担となります。
※1 弁護士等に委任する場合は、当社の事前承認が必要ですので、あらかじめ当社へご連絡ください。
※2 P24の「複数のご契約があるお客さまへ」もご確認ください。
※3 ご契約に際しては、弁護士費用(自動車事故型)特約、弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約、弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約のいずれかを選択いただけます。

弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約

弁護士費用(自動車事故型)特約の対象となる事故に加え、日本国内で発生した偶然な事故(注1)によって、被保険者が身体や財物に被害を被り、相手の方に損害賠償請求を行う場合の次の費用について、保険金をお支払いします。
●弁護士・損害賠償請求等費用(300万円限度(注2)) ●法律相談費用(10万円限度)

被保険者(補償の対象となる方)
自動車事故については、次のいずれかに該当する方 ①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子 ⑤上記①から④以外の方で、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に乗車中の方 ⑥上記①から⑤以外の方で、①から④の方が自ら運転者として運転中(駐車または停車中を除きます)のご契約のお車以外の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に乗車中の方 ⑦上記①から⑥以外の方で、ご契約のお車の所有者。ただし、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因する自動車事故の場合に限ります。 自動車事故以外の日本国内で発生した偶然な事故については、上記①から④のいずれかに該当する方 ※次の方は補償対象外となります。 ・極めて異常かつ危険な方法で自動車または交通乗用具に乗車中の方 ・業務として自動車を受託している自動車取扱業者

(注1) 対象の事故を被保険者が自転車に乗車中に発生した事故、または相手の方が自転車に乗車中にその自転車の運転に起因する事故に限定した弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約もあります。弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約は、自転車賠償特約をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。
(注2) 弁護士・損害賠償請求等費用の実費が300万円以内の場合であっても、特約に定める各費用(着手金・報酬金等)の支払限度額を超える金額については、自己負担となります。
※1 弁護士等に委任する場合は、当社の事前承認が必要ですので、あらかじめ当社へご連絡ください。
※2 P24の「複数のご契約があるお客さまへ」もご確認ください。
※3 ご契約に際しては、弁護士費用(自動車事故型)特約、弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約、弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約のいずれかを選択いただけます。

保険金をお支払いできない主な場合

〈弁護士費用(自動車事故型)特約・弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約・弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約共通〉

- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
- 台風、洪水または高潮によって発生した損害
- 被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した事故による損害
- 無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または交通乗用具を運転している場合に発生した事故による損害
- 左記①から④の方の使用者の業務(家事を除きます)のために、ご契約のお車以外のその使用者が所有する自動車に乗車中に発生した事故による損害
- ご契約のお車を競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害
- ご契約のお車以外の自動車に競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために乗車中、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において乗車中に発生した事故による損害
- 被保険者の闘争行為・自殺行為・犯罪行為によって発生した事故による損害
- 被害事故における賠償義務者または無責事故における損害賠償請求を行う方が次のいずれかに該当する場合
①被保険者の配偶者
②被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。

〈弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約・弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約共通〉

- 被保険者の業務遂行に直接起因して発生した自動車事故以外の事故
- 婚姻、離婚、親子関係、養子、親権、扶養または相続にかかわる損害
- 売買、金銭消費貸借契約、賃借権、雇用、請負、委任、寄託、斡旋、仲介、サービス・役務の提供またはその他の契約等にかかわる債務の不履行にかかわる損害

保険金をお支払いする主な場合

日常生活賠償特約

日本国内外における記名被保険者の居住の用に供される住宅(注1)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故や、被保険者(注2)の日常生活(注3)に起因する偶然な事故(注4)により、他人を死傷させたり他人の財物を損壊させたこと、または日本国内で電車等を運行不能にさせたことについて、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、日常生活賠償保険金をお支払いします(注5)。

(注1) 別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。
(注2) 次のいずれかに該当する方をいいます。
①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子
⑤上記①～④までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)に限ります)を含みます。ただし、その責任無能力者に関する偶然な事故に限ります。
(注3) 記名被保険者の居住の用に供される住宅以外の不動産や自動車(ゴルフ場におけるゴルフカートを除きます)および原動機付自転車の所有、使用または管理による事故はお支払いの対象となりません。
(注4) 対象の事故を、日本国内で被保険者(注2)が自転車乗車中にその自転車の運転に起因して発生した偶然な事故に限定した日常生活賠償特約もあります。
(注5) 日本国内での事故に対しては、支払限度額がありません(保険金額は無制限です)。日本国外での事故に対しては、3億円が支払限度額となります。
※1 日本国外での事故については示談交渉を行います。
※2 P24の「複数のご契約があるお客さまへ」もご確認ください。

車内外身の回り品特約

ご契約のお車の室内・トランク・正規の荷台等に積載した、日常生活で使用する個人所有の身の回り品(外出中(注)に車外で携行した場合または一時的に持ち出した場合の身の回り品を含みます。また、ご契約のお車に乗車中の方が携行している場合は、車室内に積載された状態とみなします)に発生した次の①または②の事故による損害に対して、車内外身の回り品保険金をお支払いします。ただし、1回の事故につき30万円が限度となります。

- ①ご契約のお車で外出中に身の回り品に発生した偶然な事故
- ②上記①以外で身の回り品に発生した偶然な事故(ただし、ご契約のお車と同時に損害が発生している場合に限ります)

(注) ご契約のお車を日常保管している車庫から出発してその保管場所に戻ってくるまでの間(その間の一時駐車を含みます)をいいます。ただし、その行程中にご契約のお車を駐車して、他の交通機関に乗り換えた場合には、その時点からご契約のお車に再度戻るまでの間は補償の対象となりません。
※1身の回り品に含まれない物(下記参照)は補償の対象となりませんのでご注意ください。

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者または被保険者の故意によって発生した損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
- 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任
- 専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- 航空機、船舶・車両(原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます)または銃器(空気銃を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
- ご契約のお車の屋根もしくはトランク上に設置されたキャリア等の装置に固定された身の回り品の盗難によって発生した損害
- 紛失または置き忘れによって発生した損害
- ご契約のお車を競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害
- 身の回り品に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗
- 身の回り品に発生したすり傷、かき傷、塗料のはがれその他の単なる外観上の損傷であって、身の回り品の機能に直接関係のない損害
- 故障による損害
- 次の方が無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に発生した損害
- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方
- ②ご契約のお車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく買主、1年以上を期間とする貸借契約車両の借主
- ③①、②の業務に従事中の使用人
- ④①、②の父母、配偶者または子

その他の補償

その他の補償

補償内容とサービスについて

契約条件等について

補償内容の詳細

その他(契約概要のご説明等)

タフ・見守るクルマの保険プラス

<ご参考>車内外身の回り品特約において身の回り品に含まれない物

①船舶(注1)、航空機およびこれらの付属品 ②自動車(原動機付自転車を含みます)およびその付属品(自動車に定着(注2)または装備(注3)されている物、ならびに車室内でのみ使用することを目的として自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC車載器(注4)等)、付属機械装置(注5)および自動車の原動機用燃料タンク内の燃料 ③自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびこれらの付属品 ④無人で地上・水中または水上・水中もしくは空中を運行する機械、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品 ⑤パソコン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品 ⑥携帯電話、PHS、ポケットベル、ボータブルナビゲーション等の携帯型通信機器およびその付属品。ただし、携帯型ゲーム機およびその付属品については、身の回り品として取り扱います。 ⑦眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢その他これらに類する物 ⑧動物および植物等の生物 ⑨通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書(注6)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー(注7)、乗車券等(注8)その他これらに類する物 ⑩証書(注9)、帳簿、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き草、免許状その他これらに類する物。ただし、印章については、身の回り品として取り扱います。 ⑪テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物。ただし、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ等の記録媒体自体については、身の回り品として取り扱います。 ⑫商品、見本品、事業用什器・備品・機械装置・道具 ⑬事業を営む者がその事業に関連して預託を受けている物
(注1) 船舶には、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
(注2) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で自動車本体に固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。
(注3) 装備とは、自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い自動車に備えつけられている状態をいいます。
(注4) ETC車載器とは、有料道路自動料金収受システムのために供する車載器をいいます。
(注5) 付属機械装置とは、医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。
(注6) 預貯金証書とは、預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
(注7) 電子マネーとは、決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいいます。
(注8) 乗車券等とは、鉄道、船舶、航空機等の乗車船券および航空券、宿泊券、観光施設利用券ならびに旅行券をいい、定期券および回数券を含みます。
(注9) 証書には、運転免許証、パスポートを含みます。

補償内容の詳細

保険金をお支払いする主な場合



ファミリーバイク(人身傷害型)特約 ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約

被保険者(注1)が、特約に定める原動機付自転車で起こした事故について、原動機付自転車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の契約条件に従い、次の保険金(注2)をお支払いします(注3)。ご契約に際しては、ファミリーバイク(人身傷害型)特約またはファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約のいずれかを選択いただけます。

ファミリーバイク(人身傷害型)特約の場合 ・対人賠償(注4)(注5) ・対物賠償(注4)(注6) ・人身傷害(注7)
ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約の場合 ・対人賠償(注4)(注5) ・対物賠償(注4)(注6) ・自損傷害(注8) ・無保険車傷害(注9)

- (注1) 次のいずれかに該当する方をいいます。
 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の配偶者 ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないこと)をいいますの子
 (注2) 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の保険金もお支払いの対象となります。
 (注3) 運転者限定・運転者年令条件を設定している場合であっても、被保険者(注1)が、原動機付自転車を起こした事故は補償の対象となります。
 (注4) 被保険者(注1)が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)に限ります)も被保険者(注1)に含まれます。ただし、その責任無能力者に関する対人事故および対物事故に限ります。
 (注5) 対人臨時費用特約、対歩行者等傷害特約の保険金もお支払いの対象となります。
 (注6) 対物超過修理費用特約の保険金もお支払いの対象となります。
 (注7) 入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約、人身傷害家族臨時交通費用特約、傷害一時金特約、傷害一時金倍額払特約、傷害一時金(1万円・10万円)特約、傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約がセットされた場合は、これらのセットされた特約の保険金もお支払いの対象となります。
 (注8) 死亡保険金:1,500万円(後遺障害保険金とあわせて1,500万円限度)、後遺障害保険金:① 重度後遺障害を被り介護が必要な場合で後遺障害等級が第1級の場合2,000万円、後遺障害等級が第2級の場合1,500万円、② 上記①以外の場合は後遺障害の程度により1,500万円～50万円、介護費用保険金:200万円、医療保険金・治療日数が4日以内の場合は5,000円、5日以上の場合は傷害の部位・症状に応じて50万円～5万円をお支払いします。
 (注9) 賠償資力が十分でない無保険車との事故により、死亡または後遺障害を被った場合に、一律2億円を限度に保険金をお支払いします。
 ※P24の「複数のご契約があるお客さまへ」もご確認ください。

事業用積載動産特約

ご契約のお車の室内・トランク・正規の荷台等に積載した、商品や什器・備品等(事業用積載動産といえます)に発生した次の①から③の事故による損害に対して、保険金をお支払いします。

- ① 衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、風雪雹災、その他の偶然な事故によって、ご契約のお車と同時に事業用積載動産に損害が発生した事故
- ② 窃盗または強盗
- ③ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災

- ※1 紛失は対象となりませんのでご注意ください。
 ※2 「事業用積載動産に含まれない物」(下記参照)は補償の対象となりませんのでご注意ください。
 ※3 この特約は、冷凍・保冷・保温設備を有する自動車を除き、ご希望によりセット可能です。

<ご参考> 事業用積載動産特約において事業用積載動産に含まれない物

- ① 船舶(注1)、航空機およびこれらの付属品
- ② 自動車(原動機付自転車を含みます)およびその付属品(自動車に定着(注2)または装備(注3)されている物、ならびに車室内でのみ使用することを目的として自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC車載器(注4)等)、付属機械装置(注5)および自動車の原動機用燃料タンク内の燃料
- ③ 自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィンおよびこれらの付属品
- ④ 無人で地上・地中または水上・水中もしくは空中を運行する機械、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品
- ⑤ パソコン、タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品
- ⑥ 携帯電話、PHS、ポケットベル、ポータブルナビゲーション等の携帯型通信機器およびその付属品
- ⑦ 眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢その他これらに類する物
- ⑧ 動物および植物等の生物
- ⑨ 通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書(注6)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー(注7)、乗車券等(注8)その他これらに類する物
- ⑩ 証書(注9)、帳簿、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、印章、き章、免許状その他これらに類する物。ただし、印章については、事業用積載動産として取り扱います。
- ⑪ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物。ただし、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ等の記録媒体自体については、事業用積載動産として取り扱います。
- ⑫ 冷凍・冷蔵・保冷・保温貨物
- ⑬ ガラス、陶磁器、ガラス製品、鏡、石製品、石こう製品、かわら、スレート、土管、セメント・コンクリート製品、れんが
- ⑭ 被保険者の役員または使用者の所有物

(注1) 船舶には、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。(注2) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で自動車本体に固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。(注3) 装備とは、自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い自動車に備えつけられている状態をいいます。(注4) ETC車載器とは、有料道路自動料金収受システムのために供する車載器をいいます。(注5) 付属機械装置とは、医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。(注6) 預貯金証書とは、預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。(注7) 電子マネーとは、決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいいます。(注8) 乗車券等とは、鉄道、船舶、航空機等の乗車船券および航空券、宿泊券、観光施設利用券ならびに旅行券をいい、定期券および回数券を含みます。(注9) 証書には、運転免許証、パスポートを含みます。

保険金をお支払いできない主な場合

- 各補償項目で保険金をお支払いできない場合
- 対人事故または対物事故で次のいずれかに該当する場合
 - ① 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車、被保険者の業務(家事を除きます。以下同様とします)のために、被保険者の使用者が運転している間に発生した事故
 - ② 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車を、その使用者の業務のために、被保険者が運転している間に発生した事故
 - ③ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで、その原動機付自転車を運転している間に発生した事故

以下の事由によって発生した損害

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失
- 事業用積載動産の使用もしくは管理を委託された方または被保険者と世帯を同じくする親族の故意または重大な過失
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
- 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
- 事業用積載動産の紛失
- 詐欺または横領
- ご契約のお車を競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用すること
- 事業用積載動産の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって発生した損害
- 事業用積載動産に加工をほどこした場合、加工着手後に発生した損害
- 事業用積載動産に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって発生した損害
- 偶然な外来の事故に直接起因しない事業用積載動産の電気的事故または機械的事故によって発生した損害
- 次のいずれかに該当する方が単独に、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗その他の不正行為によって事業用積載動産に発生した損害
 - ① 被保険者または保険金を受け取るべき方の法定代理人
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき方の同居の親族
 - ③ 被保険者または保険金を受け取るべき方の従業員
- 窃盗または強盗発生後60日以内に覚知することができなかった窃盗または強盗による損害
- 事業用積載動産に発生したすり傷、かき傷または塗料のはがれその他の単なる外観上の損傷であって事業用積載動産の機能に直接関係のない損害
- 楽器の弦(ピアノ線を含みます)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- 楽器の音色または音質の変化
- 被保険者の役員または従業員が次のいずれかに該当する場合に発生した損害
 - ① 闘争行為、自殺行為または犯罪行為を行った場合
 - ② 法令により定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合
 - ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合
 - ④ 道路交通法第65条第1項に定める**酒気帯び運転**またはこれに相当する状態で自動車を運転している場合

万が一、お手続きをお忘れになった場合のサポート機能

ご契約内容の変更手続きや継続契約の手続きをうっかりお忘れになった場合に備え、次のサポート機能をご用意しています。

■ご契約のお車の入替自動補償特約

保険契約締結日(注1)以降に、新たなお車を取得し、廃車・譲渡・リース業者へ返還したご契約のお車と入替をする場合で、所定の条件を満たすときは、新たなお車の取得日の翌日から起算して「30日以内」に入替手続きを行っていただくことにより、取得日から車両入替の承認をするまでの期間について、新たなお車をご契約のお車とみなして補償します(注2)(取得日以降の期間に対する追加保険料の払込みが条件です)。

- (注1) 継続手続特約または継続手続忘れサポート特約の規定により継続されたご契約である場合は、始期日とします。
 (注2) 車両保険については、新たなお車を取得した時および場所における新たなお車の価額を車両保険金額とします。



入替手続きが、新たなお車の取得日の翌日から起算して「31日目以後」の場合には、お客さまのご契約に適用している対人賠償保険、対人臨時費用特約、対物賠償保険、対物超過修理費用特約、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の保険金のみがお支払い対象となります(入替手続きが満期日の翌日から起算して30日を超えた場合は、保険金をお支払いできません)。

■運転者限定特約・運転者年令条件特約

運転者限定や運転者年令条件を変更しなければならない以下のいずれかの場合に、その手続きをお忘れになっても、その事実発生日の翌日から起算して「30日以内」に契約内容変更の手続きを行っていただくことにより、変更後の補償内容を適用します(追加保険料の払込みがない間は適用しません)。

① 運転者限定	・保険契約締結日(注1)以降に、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないこと)をいいます。以下同様とします)の子が新たに運転免許証または仮運転免許証を取得した場合 ・保険契約締結日(注1)以降に、新たに記名被保険者の配偶者(注2)、記名被保険者またはその配偶者(注2)の同居の親族・別居の未婚の子に該当した場合
② 運転者年令条件	・保険契約締結日(注1)以降に、記名被保険者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族が新たに運転免許証または仮運転免許証を取得した場合 ・保険契約締結日(注1)以降に、新たに記名被保険者の配偶者(注2)、記名被保険者またはその配偶者(注2)の同居の親族に該当した場合

- (注1) 継続手続特約または継続手続忘れサポート特約の規定により継続されたご契約である場合は、始期日とします。
 (注2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方は含みませんので、ご注意ください。



契約内容変更の手続きが、事実発生日の翌日から起算して「31日目以後」の場合には、お客さまのご契約に適用している対人賠償保険、対人臨時費用特約、対物賠償保険、対物超過修理費用特約、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の保険金のみがお支払い対象となります(契約内容変更の手続きが満期日の翌日から起算して30日を超えた場合は、保険金をお支払いできません)。

■継続手続特約

満期時における継続契約の手続きをお忘れになった場合(お客さまと連絡が取れない場合等)に、自動的に継続し、保険料の口座振替等を行います(注1)。満期日までに当社からこの特約を適用しない旨の連絡(注2)を行ったり、お客さまから継続しない旨の申出があった場合は自動的に継続しません。

- (注1) 所定の期日までに保険料の払込みがなかった場合は、自動的に継続しません。
 (注2) 過去の事故の発生状況により契約条件の見直しが必要な場合や、2年連続してお客さまと連絡が取れない場合等は、あらかじめ当社から特約を適用しない旨をご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。



- 口座振替等のキャッシュレスで契約していただく場合に限りセットできます。ただし、ノンフリート多数割引(P30参照)が適用されるご契約等、セットできない場合があります。
- 代理店・扱者により、取り扱いできない場合があります。

環境配慮と社会貢献への取り組み

あいおいニッセイ同和損保はベルマーク運動に協賛しています。
 「すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたい」という願いのもと始まったベルマーク運動に、当社は協賛会社として参加しています。

タフ・クルマの保険なら50点! + Web約款選択でプラス10点

ペーパーレス保険証券・Web約款をおすすめしています! 下記注意事項もご確認ください

お客さまのパソコンやスマートフォンなどから「ご契約内容」や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」等を閲覧できます。紙の使用の削減等、環境保護にもつながりますので、ぜひお選びください。

お客さまがペーパーレス保険証券・Web約款を選択された件数に応じて、各地域のNPO団体や地方公共団体へ寄付を行っており、地域に根差した環境保護活動に役立てられています。

地球環境に配慮した割引・特約をご用意しています。 ECO ※割引・特約の適用にあたっては条件があります。

- ECOカー割引(先進環境対策車割引)
- ドーンとおまかせ(耐損傷性・修理性割引)
- ハートフルリサイクル(リサイクル部品使用特約)



- ペーパーレス保険証券・Web約款を選択していただくにあたっての注意事項**
- 「ペーパーレス保険証券」は「eco保険証券」のペットネームです。「保険申込書」・「重要事項のご説明」・「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」・「ご契約者さま専用ページ」等の表示は、「ペーパーレス保険証券」ではなく、「eco保険証券」となります。
 - ペーパーレス保険証券・Web約款の閲覧には、パソコン・スマートフォン等でのインターネット環境が必要となりますので、ご注意ください。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストール等が必要となりますが、機種・OSによりご利用できない場合があります。
 - ペーパーレス保険証券は必ずWeb約款とセットでの選択となり、ペーパーレス保険証券のみの選択はできません。
 - ペーパーレス保険証券・Web約款を選択された場合は「保険証券」、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」および「サービスガイド」は送付されません。代わりにペーパーレス保険証券・Web約款の利用方法を記載した「ご契約内容 確認方法のご案内(ID/パスワード)通知」ハガキをお届けしますので、当社ホームページから保険契約者専用Webサービス「ご契約者さま専用ページ」の利用規約に同意のうえ、ご契約内容をご確認ください。

契約概要のご説明

保険契約者と記名被保険者、車両所有者(車両保険をセットする場合)が異なる場合は、記名被保険者・車両所有者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えくださいますようお願いいたします。

1.商品の仕組み

タフ・クルマの保険(個人総合自動車保険)は大きく分けて「相手への賠償」、「おケガの補償」、「お車の補償」、「その他の補償」等により構成されています。

2.補償内容/セットできる主な特約およびその概要

P11~24、P32~43をご参照ください。なお、詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。対人賠償保険、対物賠償保険もしくは車両保険のいずれかのみ、または対人賠償保険および対物賠償保険のみをご契約いただく場合は、人身傷害保険が自動でセットされません。ただし、「タフ・見守るクルマの保険プラス」をご契約いただいた場合は、人身傷害保険が自動でセットされます。詳細については、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

3.保険金額の設定

保険金額は、補償項目ごとに決めていただくものと、あらかじめ決まっているものがあります。なお、実際に契約していただく保険金額は、保険申込書・継続確認書の「保険金額」欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。

4.保険期間および補償の開始・終了時期

・保険期間は1年間です。また、1年に満たない短期契約、1年を超える長期契約も可能です。
・補償は始期日の午後4時^(注1)に始まり、満期日の午後4時に終わります。
(注)保険申込書・継続確認書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

5.保険料の決定の仕組み

保険料は、「保険種類」・「ご契約のお車の種類」・「補償内容」・「保険金額」・「運転免許証の色」・「使用目的」等により決定します。お客さまが実際に払い込む保険料は、保険申込書・継続確認書で確認ください。

6.保険料の払込方法

・ご契約時の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。P31をご参照ください。ただし、ご契約内容によっては選択できない払込方法があります。また、代理店・扱者によっても取り扱いできない場合があります。
・また、一時払の場合は、ご契約と同時に現金で払い込むこともできます^(注1)。その場合、始期日以降であっても、ご契約の代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害または傷害については、保険金をお支払いできません。
(注)現金で払い込んだ場合、当社所定の保険料領収証を発行します。

7.満期返れい金・契約者配当金

満期返れい金・契約者配当金はありません。

8.解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社にお申出ください。ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなりまます。また、始期日から解約日までの保険料の払込状況等により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。

「タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)」 「タフ・見守るクルマの保険プラスS」のご契約前にご確認いただきたい事項

「タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)」および「タフ・見守るクルマの保険プラスS」のご契約にあたっては、次の点にご確認ください。ご説明の文中の「タフ・見守るクルマの保険プラス」とは、「タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)」および「タフ・見守るクルマの保険プラスS」の総称をいいます。

運転特性割引の概要

「運転特性割引」は、ご契約のお車の運転特性計測期間^(注1)中の「速度超過・急アクセル・急ブレーキ^(注2)」の発生頻度から安全運転スコアを算定^(注3)し、継続契約に適用する割引率^(注4)を決定します。なお、「タフ・見守るクルマの保険プラス」の初年度契約^(注5)(1年目)には運転特性割引は適用しません。

安全運転スコア(区分)	初年度契約 ^(注5) (注6)(1年目)		継続契約 ^(注7) (注8)(2年目以降)	
	なし	80点以上(A)	60点~79点(B)	59点以下(C)
運転特性割引	適用なし	8%割引 ^(注4)	4%割引 ^(注4)	割引なし(0%)

(注1)当社が運転特性割引を算出するために基準とする期間をいい、ご契約の始期日から満期日の4か月前の前日までとします。ただし、前契約が「タフ・見守るクルマの保険プラス」であり、当社所定の条件を満たす場合は、前契約の満期日の4か月前からご契約の満期日の4か月前の前日までとします。
(注2)緊急時の急ブレーキも運転特性の計測に影響しますが、危険回避に必要なときにはためらわずに急ブレーキの操作を行ってください。
(注3)「タフ・見守るクルマの保険プラス」間の変更(「タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)」⇔「タフ・見守るクルマの保険プラスS」)があった場合、変更前の商品で算出された安全運転スコアは、変更後の商品にも引き継がれます(運転特性計測期間にも変更はありません)。
(注4)安全運転スコアの区分がCの場合と比較した割引率です(割引率は現時点での内容であり、将来変更となる場合があります)。なお、一部の特約には割引が適用されないため、保険料全体に対する割引率とは一致しません。
(注5)初年度契約とは、はじめて加入する「タフ・見守るクルマの保険プラス」契約をいいます。前契約が「タフ・見守るクルマの保険プラス」であっても、前契約が解約され保険期間が1年未満となった場合、または継続契約の始期日が前契約の満期日または解約日の翌日から起算して7日を超える場合等については、原則として初年度契約として取り扱います。
(注6)初年度契約には平均的な安全運転スコアの区分であるBと同等の保険料水準を適用します。そのため、安全運転スコアの区分がCとなった場合、継続契約の保険料が高くなる場合があります。
(注7)運転特性計測期間中に当社指定のテレマティクス端末で計測された有効走行距離^(注9)が500km未満の場合、運転特性割引を適用せず、初年度契約と同等の保険料水準を適用します。
(注8)継続契約が「タフ・つながるクルマの保険」で、運転特性計測期間中の安全運転スコアの区分がAまたはBである等の所定の条件を満たす場合は「タフつながる割引」を適用します。タフつながる割引の詳細は、「タフ・つながるクルマの保険パンフレット」をご参照ください。
(注9)ご契約のお車の走行距離のうち、ご契約のお車に設置された当社指定のテレマティクス端末で運転特性情報を所定の方法で有効に計測した走行距離をいいます。そのため、この走行距離は、運転席計器盤の累計走行距離メーター(オドメーター)で計測される走行距離と異なる場合があります。
※本商品は、ご契約のお車の安全運転スコアによっては、当社が販売している他の自動車保険と比べて保険料が割高となる場合があります。当社がご提供する運転診断レポートや安全運転アドバイスをご活用いただき、安全運転を心がけてください。

【割引適用イメージ(1年契約の場合)】



<「タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)」「タフ・見守るクルマの保険プラスS」共通の注意事項>

- 「タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)」または「タフ・見守るクルマの保険プラスS」をご契約いただく場合は、「「タフ・見守るクルマの保険」専用端末の貸与およびサービスご利用規約」(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/corporate/service/telematics/personal.html>)が適用されます。ご契約を解約する場合等、所定の期日までに当社指定のテレマティクス端末等をご返却いただく必要があります。
- 当社指定のテレマティクス端末は発送日一定期間を要します。始期日(または特約セット日)までに当社指定のテレマティクス端末の到着が間に合わない場合がありますので、始期日(または特約セット日)から14日以上前までにお手続をお願いします。
- 運転特性情報を把握するため、ご契約のお車に当社指定のテレマティクス端末を設置し、かつ、保険期間を通じてご契約のお車の走行データを送信できる状態にしておく必要があります。

<「タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)」のみの注意事項>

- ドライブレコーダー型テレマティクス端末の接続には、お車のアクセサリソケットを利用します。アクセサリソケットのないお車の場合は、代理店・扱者または専用サポートデスクにご相談ください。
- ドライブレコーダー型テレマティクス端末は、DC12Vマイナスアース専用です。トラックやバスなどの24V車の場合は、専用の電源ケーブルまたは電圧を変換する機器が必要となります。専用の電源ケーブルは、専用サイトからご購入いただけます。ご契約のお車がDC12Vマイナスアース車に該当するかどうかは車両販売店にお問合わせください。
- 事故緊急自動通報サービス・事故映像を活用した高度な事故対応は、始期日以降のご提供となります。それ以外のサービスは、ドライブレコーダー型テレマティクス端末の取付け後よりご利用いただけます。
- ドライブレコーダー型テレマティクス端末は事故時の衝撃を検知して発報等を行っていますが、事故検知・衝撃時の映像の記録・保存・送信、事故連絡ができない等、その機能が発揮できないことがあります。
(例)・ドライブレコーダー型テレマティクス端末が一定の衝撃を検知しなかったとき ・事故時の衝撃により、ドライブレコーダー型テレマティクス端末が破損し、正常に作動しないとき ・エンジンが停止した(ACCがOFF)状態のとき、または始動直後でドライブレコーダー型テレマティクス端末が起動中もしくはアップデート中のとき ・事故時にアクセサリソケットから電源ケーブルが外れ、ドライブレコーダー型テレマティクス端末の内蔵バッテリーが足りないとき 等
- ご契約を解約する場合等で、ドライブレコーダー型テレマティクス端末等をご返却していただく必要があった際に、所定の期日までにご返却いただけないときは違約金を請求させていただく場合があります。

<「タフ・見守るクルマの保険プラスS」のみの注意事項>

- 記名被保険者が、当社が定める条件を満たすスマートフォンを保有している必要があります。スマートフォンのOSのバージョン等によっては専用のスマートフォンアプリをインストールできない場合がありますのでご了承ください。この場合、「タフ・見守るクルマの保険プラスS」をご契約いただけません。
- 運転中はスマートフォンのGPS機能を有効にし、通信車載器型テレマティクス端末とBluetooth接続して運転特性情報の送信が可能な状態にしてください。
- 事故緊急自動通報サービス・通信車載器型テレマティクス端末の情報を活用した高度な事故対応は、始期日以降のご提供となります。それ以外のサービスは、通信車載器型テレマティクス端末と専用のスマートフォンアプリをインストールしたスマートフォンとの接続後よりご利用いただけます。
- 通信車載器型テレマティクス端末は事故時の衝撃を検知して発報等を行っていますが、事故検知・事故連絡ができない等、その機能が発揮できないことがあります。
(例)・通信車載器型テレマティクス端末が一定の衝撃を検知しなかったとき ・事故時の衝撃により、通信車載器型テレマティクス端末が破損し、正常に作動しないとき ・通信車載器型テレマティクス端末とスマートフォンが接続されていないとき ・通信車載器型テレマティクス端末の内蔵電池が足りないとき 等

「タフ・見守るクルマの保険(ドラレコ型)」の注意事項については、<「タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)」「タフ・見守るクルマの保険プラスS」共通の注意事項>①②および<「タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)」のみの注意事項>①~⑤をご確認ください。

指定紛争解決機関について

当社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 **0570-022-808**
そんぽADRセンター

・受付時間[平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
・携帯電話からも利用できます。
・IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は

下記にご連絡ください。
あいおいニッセイ同和損保 **0120-721-101** (無料)
カスタマーセンター

・受付時間 [平日9:00~17:00(土日・祝日および年末年始は休業させていただきます)]

事故・故障が起こった場合は

ただちにご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。
あいおいニッセイ同和損保 **0120-024-024** (無料)
あんしんサポートセンター

・受付時間[24時間365日] ・IP電話からは**0276-90-8850(有料)**
・おかけ間違いにご注意ください。 におかけください。

クルマの安心サポート

自動セット

- 健康・医療・介護ご相談(健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供/介護のご相談)
- クルマのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談/税務のご相談) ■ベテランドライバーサポート(安全運転等のご相談)

クルマの安心サポート

0120-4132-56 (無料) *おかけ間違いにご注意ください。
*音声案内に従ってご利用の番号をプッシュしてください。

ご利用にあたっては、保険契約者または記名被保険者の**お名前**、ご加入の**保険商品名**の他、証券番号またはサービスガイドに掲載された**サービスご利用番号(4桁)**が必要になります。

- クルマの安心サポートをご利用いただける方は、保険契約者または記名被保険者となります。保険契約者が法人の場合はその法人の代表者となります。
※共同保険で当社が非幹事としてお引受けしたご契約は対象なりません。
- 保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象なりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
- クルマの安心サポートは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- クルマの安心サポートは、当社が委託している提携サービス会社をご提供します。

上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券・保険契約継続証と共にお送りする「自動車保険サービスガイド」で確認ください(Web約款を選択いただいた場合には、当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」にログインのうえ、ご確認をお願いします)。

親や友人などのお車を借りて運転する場合にご契約いただける自動車保険もご用意しています。

1日分の自動車保険

ワンデーサポーター

24時間単位でご契約できます

スマートフォンで簡単にお手続き
できます

※「ワンデーサポーター」は「24時間単位型自動車運転者保険」のペットネームです。

ワンサポ無事故割引^(注1)を適用して新たに当社自動車保険をご契約いただくと**最大20%割引^(注1)**となります。

ワンデーサポーターでのご契約または当社指定のカーシェアリングサービスのご利用実績があり、無事故等の所定の条件を満たす場合、そのご契約回数・ご利用実績に応じて、「ワンサポ無事故割引^(注1)」を適用します。

さらに、ご契約のお車が新車の方は…

ワンサポ無事故割引^(注1)と新車割引^(注1)の同時適用で、**約43%~50%割引!**^(注2)

(注1)割引の詳細についてはP30をご参照ください。
(注2)6等級(S)でワンサポ無事故割引と新車割引38%を適用した場合の割引率です。
※補償項目と用途車種によって、適用される割引率が異なります。また、一部の特約は割引の対象なりません。適用条件等の詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

万が一事故が起きてしまったら、 「あわてず」「落ち着いて」下記の対応をお取りください。

STEP1 負傷者の救護措置を行ってください。

負傷者がいる場合は119番に連絡し、消防機関の指示を仰いだうえ、救護措置を優先して行ってください。



STEP2 警察署へ事故の届出を行ってください。

警察署へ事故の届出を行ってください。なお、人身事故の場合は、人身事故であることを必ず警察署へ届出してください。



STEP3 相手の方・目撃者をご確認ください。

その場での示談はしないでください。

相手の方がいる場合、また目撃者がいる場合は、その方の「住所」「氏名」「電話番号」等の連絡先をご確認ください。



STEP4 ご契約の代理店・扱者または あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンターにご連絡ください。

0120-024-024 (無料) 【受付時間】 24時間365日

●IP電話からは0276-90-8850(有料)におかけください。
●おかけ間違いにご注意ください。



1 事故発生後ただちに次の事項をご連絡ください。

(1) 事故発生の日時 (2) 事故発生の場所 (3) 事故の概要



ご連絡がない場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

2 ご連絡後、次のことが判明した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までお知らせください。

(1) 事故の状況 (2) 相手の方・目撃者の住所、氏名、電話番号
(3) 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

保険に関するお問い合わせ

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

0120-101-101 (無料)

【受付時間】

平日9:00～19:00

土日・祝日9:00～17:00

(年末年始は休業させていただきます)

・住所・お車・年令条件・運転者限定の変更は、当社ホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)で24時間受付しております。
・お問合わせや変更の内容によっては、代理店・扱者または当社営業店・サービスセンター等にお取次ぎさせていただく場合があります。

事故・故障時のご連絡窓口

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター

【事故・故障が起こった場合は】

ただちにご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

0120-024-024 (無料)

【受付時間】

24時間365日

●IP電話からは**0276-90-8850(有料)**におかけください。
●おかけ間違いにご注意ください。

●このパンフレットは「タフ・クルマの保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(団体扱・集団扱契約、保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券・保険契約継続証(ペーパーレス保険証券を選択したお客さまは、「ご契約内容 確認方法のご案内(ID/パスワード)通知」ハガキ)が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

●「タフ・クルマの保険」は個人総合自動車保険、「タフ・見守るクルマの保険プラス」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約」に加え、「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」(タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型))または「事故発生の通知等に関する特約」(タフ・見守るクルマの保険プラスS)のいずれかの特約がセットされた個人総合自動車保険、「タフ・見守るクルマの保険(ドラレコ型)」は「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険、「タフ・つながるクルマの保険」は「車両運行情報による保険料精算に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険、「タフ・ビジネス用自動車総合保険」は一般総合自動車保険のそれぞれのペットネームです。

●「クルマのトラブルサポート」は、「ロードアシスタンスサービスおよびロードサービス費用特約」または「ロードアシスタンスサービス、ロードサービス費用特約および代車補償拡張特約」で構成されています。

●契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行います。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。



エコマーク認定自動車保険

この自動車保険は、

・契約者の環境配慮行動の促進(エコカー向け割引)の採用、eco保険証券・Web約款選択による環境保護活動への参加
・事故発生時の環境負荷の軽減(リサイクル部品の利用促進)などの取組みによりエコマーク認定を受けています。

エコマーク認定番号 第10 147 009号

防災に関するお役立ち情報

を提供するWebコンテンツをご用意しております。

アクセスはこちら!



あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>



●ご相談・お申込先